

東京都環境審議会  
第21回企画政策部会

平成20年2月12日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

午後 4 時 0 4 分開会

○山下課長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第 21 回の環境審議会企画政策部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、本日、お足元が悪い中、また、お忙しい中をご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます環境局環境政策課の山下でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日の出席についてでございますが、ただいまのご出席の委員の方は 8 名ということでございます。企画政策部会委員総数は 18 名でございます。今、窪田委員と末吉委員は少々遅れてお見えになるというご連絡をいただいておりますので、窪田委員と末吉委員がお見えになった段階で正式に成立するという形になりますが、お忙しい中お集まりいただいていることもございますので、まずは議事の説明等を進めさせていただきたいということで、開会という運びにさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、本日の資料の確認でございますが、お手元配付の会議次第の下に資料 1 という「環境基本計画のあり方について（最終のまとめ案）」と、資料 2 といたしまして、「東京の温室効果ガス排出量 2020 年推計と部門別削減目標」がございます。下に参考資料といたしまして、1 から 5 まで配付させていただいております。すべておそろいでない場合は、お近くの職員までお申しつけいただければと思います。

それでは、これからの議事につきまして、福川部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○福川部会長 きょうはお集まりいただきましてありがとうございます。まだ、全員そろっていないようですが、時間ももったいないので始めさせていただきます。

では、座って失礼いたします。

きょうの議題は、言うまでもなく、基本計画の最終まとめの審議です。今ある資料 1 は、あらかじめ送られているかと思えますけれども、前回なかった後ろのほうも含めて、全部が入っておりますので、きょうは全体を議論していただくということです。なおかつ、きょうが大詰めです。次回は 2 月 29 日ですが、そのときには、答申案としてまとめる日程になっておりますので、実質的にご議論いただくのは、きょうが一番重要な日ということでもありますので、ぜひ活発なご議論、かつ建設的なご議論をお願いしたいと思います。そういうことで時間も 3 時間とってありますが、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○小沼副参事 環境政策課副参事の小沼でございます。どうぞよろしく申し上げます。

では、座って説明させていただきます。

お手元の資料でございますけれども、資料をお開きいただきますと、目次をご覧くださいと思います。

第Ⅰ章から第Ⅲ章につきましては、部会長から話がありましたとおり、前回、1月開催の企画政策部会におきましてお示しした最終素案、こちらのほうから事務局において、審議を踏まえまして、修正したものというふうになってございます。

次に、第Ⅳ章、それから第Ⅴ章でございますけれども、「施策のあり方について（横断的・総合的施策）」、それから「計画の推進と見直し」というところでございますが、この部分につきましては、まず、第Ⅳ章のところでございますが、昨年11月に開催させていただきました企画政策部会、そちらの際に、環境の保全に関する配慮の指針ということで、基本的考え方をご議論、ご審議いただきました。本日はその際のご議論を踏まえまして、Ⅳ章－1としまして、「社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内在化」としてまとめさせていただいております。また、Ⅳ章－2「持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築」のところでは、連携・協働の取組、それから最先端の環境技術を駆使した施策、環境教育についてまとめさせていただいたところでございます。

それでは、本日は前回からの修正点の説明が中心になりますが、説明させていただきたいと思います。資料の6ページをご覧くださいと思います。

前回、気候変動のもたらす危機に対する対策の考え方、そして社会経済活動への影響等につきましてご議論がありましたので、6ページ、7ページの部分の記述を改めさせていただいております。

6ページの東京が直面する環境課題、こちらのほうの第一のところ、「気候変動の危機の顕在化」というところがございます。そちらのほう、第一の中の最後の2つの段落について、言葉を補って補足をさせていただいたところでございます。

まず、下から2つ目、「気候変動は」というところから始まっている段落でございますが、気候変動が都民生活への直接的な影響をもたらすこと、そしてさらに、気候変動の危機によって地球規模で資源供給の影響が出て、海外の膨大な資源に依存している東京での社会経済活動への脅威、そういった流れで文章の方向をさせていただいております。

次の段落でございますけれども、ここでは段落の2行目、3行目になろうかと思いますが、地球環境を将来世代に引き継いでいく、そのために温暖化ガスの大幅削減に取

り組むのだということを改めて明記させていただいたところでございます。

7ページでございますけれども、中ほどから「東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割」いうところでございます。目指すべき都市の姿、そして快適性について、前回の議論を踏まえて記述を整理させていただいたところでございます。

2段落目でございます。「我々が目指すべき快適性」、そののとことと7ページの最後の段落、こちらのほうで東京が目指すべき都市、そして8ページの冒頭のところにわたりますけれども、「環境への負荷の極小化と快適な都市生活の両立」、こちらのほうをわかりやすい表現に修文したところでございます。

まず、7ページの快適性のところでございますけれども、「今後我々が目指すべき快適性」というところで、例えば、自然の風通しのよさがエアコンよりも気持ちいいとか、そういう例示を示しまして、低エネルギーで質の高い都市環境の中でこそ、これは実現するんだというところでございます。

それから次の段落、東京が目指すべき都市というところでございますけれども、東京がまず目指すべきなのは、地球環境への負荷を極小化する、エネルギー効率の高い都市であるということを書いてございます。「さらに」ということで、真に快適で質の高い生活を実現できる都市を目指すのだというところで記述をしているところでございます。

8ページのほうに移りまして、この「地球環境への負荷の極小化と快適な都市生活の両立」、これは都市のあり方、そしてライフスタイルの転換とともに高度の省エネルギー技術、そして再生可能エネルギーの本格的な利用によって初めて可能になるものだ。こうした社会を目指す中で、また新たな技術開発、そして商品サービスの開発・普及も進むことで、経済的にも活力を維持することが可能な社会となるというふうにとまめさせていただいております。

次に、ちょっと飛びまして、15ページをご覧いただきたいと思います。15ページ、気候変動の危機回避に向けた政策展開、こちらのほうの目標のところでございます。前回保留にさせていただきましたCO<sub>2</sub>部門別削減目標、こちらのほうの記述が今回でございます。

それでは、担当のほうにかわりまして、説明いたします。

○小川副参事 都市地球環境部の副参事、小川と申します。よろしく願いいたします。座ってご説明させていただきます。

この部分につきましては、資料2のほうをご覧いただきながら説明させていただきたい

と思います。

前回のご議論の際にご提示させていただきましたところと修正等を加えております。概要については、前回各部門ごとの考え方などにつきましては説明させていただきましたので、重複する部分は割愛しながら簡単にご説明させていただきます。

まず、2020年の部門別削減目標の考え方ですけれども、平成18年12月に策定されました東京都の都市戦略でございます「10年後の東京」に、「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を定めております。これに従いまして、「東京都環境基本計画のあり方について」ということで、おとりまとめをいただいているところでございますが、本日はその達成に向けた部門別の削減目標についてのご検討をいただいているというところでございます。

B a Uを使いまして将来推計をやっております。前回のご議論の際に、ご指摘いただきました政策上、将来的に見込まれているものについては、中に取り込むべきということでお話をいただきまして、B a Uの四角いボックスの中の具体的な設定方法の中に記載してあります。自動車の2015年燃費基準、それから家電製品のトップランナー基準につきましては、B a Uの中に取り込みまして、買替え時の導入・機器の効率が上昇するということで見込んでおります。こういう前提に基づきまして、前回ご議論いただいたものを再計算しております。

まず、エネルギー消費量の推計ですけれども、将来推計につきましては、2000年度から4%の減少ということで推計されております。前回はほぼ均衡ということでしたけれども、4%の減少と推計しております。部門によってそれぞれ違いがございまして、2000年度から2020年度の間には業務部門が大きく拡大、家庭部門も増加しているのに対して、産業・運輸部門は減少ということになっております。

2ページをご覧ください。エネルギー消費量の将来推計に基づきまして、CO<sub>2</sub>の排出量について計算しておるところです。東京の温室効果ガスの総排出量につきましては、2020年度で6,000万トン、2000年度対比3%の減というふうになっております。エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量につきましては、2020年で5,600万ちょっと、2000年度比で2%の減少というふうに推計しております。

部門別には、業務部門で25%の増、家庭部門も5%の増と見込んでおりまして、産業・運輸につきましては、それぞれ26%、27%の減というふうに推計しているところです。

続きまして、3ページ以下をご覧ください。各部門の将来推計につきましては、前回も

お話をさせていただいておりますので、詳細は割愛いたしますけれども、【産業部門】につきましては、製造業につきまして、就業人口と連動してCO<sub>2</sub>排出量も減少するというような推計をしているところでございます。建設業については省略させていただきます。

それから、4ページのほうをご覧ください。【業務部門】ですけれども、業務部門につきましては、2000年度比25%の増ということで推計しておりまして、床面積と床面積当たりのエネルギー消費量の増大ということを見込んでおりまして、将来25%の増というふうに推計しております。それぞれの詳細につきましては、事務用途、その他用途等のそれぞれ考え方を記載させていただいておりますけれども、こちらのほうも、ほぼ前回同様の記載でございますので割愛させていただきます。

続きまして、【家庭部門】でございます。家庭部門につきましては、2020年におけますエネルギー消費量が4%の増加、CO<sub>2</sub>につきましては、5%の増加というふうに推計しております。世帯数の増加や家電機器の保有率の増大などがエネルギー消費量を押し上げて、結果的にCO<sub>2</sub>排出量を増加させるということで推計しております。前回の推計のときはトップランナー基準を見込んでおりませんでしたけれども、今回はトップランナーを見込んで算出しております。BaUにつきましては、トップランナー基準を見込んで算出したものから推計しております。

続きまして、【運輸部門】のほうをご覧ください。自動車ですけれども、こちらは2020年度には2000年度比で30%減少するというふうに推計しております。2015年の燃費基準の導入を算定に見込みまして、低燃費車への買替え等が進んでくることによって、大きく減少していくというふうに推計しております。

続きまして、8ページのほうをご覧ください。前回ご議論いただきました航空部門のところですが、記載を少し変えております。特に羽田空港の給油に伴う排出量を加えた場合に、2005年度の運輸部門の排出量は1,900万トン程度となる(含まない場合は1,500万程度)ということでございます。東京都においても、国内、国際間の航空需要の増大に伴いまして、CO<sub>2</sub>の排出量が増加するということが見込まれております。今後これへの対応につきましては、国際的な対応の枠組みの構築、国の対応の強化等が進められていくというふうに考えておりますけれども、都におきましても、既に取組が始まっておりますカーボンオフセットの考え方ですとか、こういうものを積極的に推進し、航空部門に関する排出量の抑制にも取り組んでいくということを記載しております。

それから、9ページ以降が削減目標量の算定になっております。前回の推計からBaU

が変わってございまして、今回 2020 年で 5,654 万トンというふうに推計しております。削減目標量につきましては、4,326 万トンでございますので、必要な削減量ということで 1,329 万トンと見込んでおります。

各部門別の目標の設定の考え方は前回同様というふうに考えておりますけれども、まず、【供給側】につきましては、2020 年に事業者の東京電力の CO<sub>2</sub> 排出係数を、現行 1990 年度比 20%削減するという計画をいただいておりますので、再生可能エネルギーの導入等が一層進むということも踏まえまして、この数字を使うということで目標値として設定してあります。

次に、【需要側】につきましては、前回と同様の考え方をしておりますして、2020 年の BaU 推計値から供給者側の対策を引きまして、需要者側に必要な対策を割り振るという考え方でございます。均等な比率で按分してあります。前は産業部門に少し小さめに、運輸部門に大きめということでふってございましたけれども、今回につきましては、各部門均等ということで削減率を按分してあります。

これらの視点と前提になります BaU の推計につきましては、様々な諸条件が変動します。一定の不確実性が含まれているということもございますけれども、こういう前提に立ちますけれども、2020 年という中期目標につきましては、各部門で実施可能な対策が現時点で確定しがたいなどということがありまして、環境基本計画においては確定的な数値ではなくて、下記のようなある程度の幅をもって設定するというふうに考えております。

基本計画の策定後におきまして、諸条件の変化、施策の具体化などを踏まえて、必要に応じて目標の精緻化、適切な見直しを行っていくことが望ましいという記載をしております。

各部門の目標削減率ということでございますけれども、下段のほうに書いております各部門でパーセンテージを示しているところであります。

それから、各部門ごとの対策等についてはですが、この目標を達成していく対策の具体化につきましては、現在、環境基本計画の改定のあり方・方向性の中で示されております。その具体化につきましては、条例改正を伴う制度の構築については、当審議会の条例改正の検討を通じて行われております。また、他の支援策や誘導策につきましては、都におきまして、「カーボンマイナス 10 年プロジェクト」の事業化の形で進められております。現時点において、CO<sub>2</sub> の削減が相当程度見込まれる主要な対策ということで、下に記載しているような事項を挙げております。

まず、大規模事業所につきましては、削減義務などの仕組みを前提に様々な設備の改善などが中心に進められていくと。一方、これまで取組が十分でなかった中小規模の事業者に対しても、設備更新等の促進を図っていくということでございます。

家庭部門につきましては、住宅の省エネ性能の向上や低エネルギー化、家電製品や給湯器の買替えのときに高性能なものを導入していく。また、太陽エネルギーの本格的な導入推進、ライフスタイルの変更などによって取組を進めていくというところです。

また、運輸部門につきましても、BaUとして2015年の燃費基準の算定がされております。大きな削減効果が予想されておりますけれども、これに加えて、さらに低燃費なハイブリッド車、電気自動車の導入の加速化、交通量・交通流対策なども含めまして、対策を進めていくということで見込んでおります。

それから、森林吸収につきましても、前回ご議論いただきまして、都内の森林の健全な育成に寄与する施策を前提として見込んでいくということとする記載をしております。

この資料を踏まえまして、本文中、15ページに戻らせていただきますけれども、中段のところで、目標といたしまして、「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という下段のところから、「産業・業務部門のうち、産業部門の排出量は」という記載をさせていただいております。「東京の活力を維持しつつ、東京全体の温室効果ガス削減に貢献できるよう、産業・業務部門の隅々まで最高効率の省エネルギー技術を活用し、2000年比で、産業部門では40%程度、業務部門では6%程度の排出量を削減し、産業・業務部門全体では、10%程度の排出量を削減することを目指すべきである」という記載にしております。

ページをおめくりいただきまして、16ページでございますけれども、家庭部門の記載がございまして、「節電・省エネ対策の抜本的強化、再生可能エネルギーの導入により、2000年比で、20%程度の排出削減をめざすべきである」、運輸部門の排出量につきましては、「今後は、家庭や企業での自動車への過度の依存からの転換、低燃費車の本格的な普及、道路ネットワークの整備と併せ、物流効率化や交通流の円滑化施策などを進め、2000年比で40%程度の排出量削減をめざすべきである」という記載になってございます。

あと、後段の部分につきましては、先ほど資料2でご説明したところと重複いたしますので省略いたします。

以上でございます。

○小沼副参事 それでは、お手元の資料1の最終のまとめ案のほうにお戻りいただきたい  
と思います。資料1、17ページでございます。「気候変動の危機回避に向けた施策の展開」  
の【施策のあり方・方向性】のところでも記述のほうを加えさせていただいております。

17ページ、【施策のあり方・方向性】、第1から第4まで施策のあり方の基本的考え方を  
書いてございますが、その前文のところの記述を加えてございます。地球環境への負荷の  
極小化と、それから快適な都市生活の両立、そして低炭素型社会への転換、こういったも  
のを目指すことは、決して容易な課題ではない。ただし、地球環境という生存基盤が  
維持されない限り、社会経済の持続可能な発展はあり得ないということで、そして、技術  
革新や意識改革を含む様々な工夫と努力で環境と発展が両立するための最適解をめざす  
という記述を加えさせていただいております。

それから、おめくりいただきまして、18ページをご覧くださいと思います。「大規  
模事業所での対策強化」のところでございますが、前回ご議論の中で、少し大規模対策の  
ところの記述が不十分ではないかというご議論をいただきました。今回、大規模事業所の  
図表がございますけれども、その2つ上の段、「新制度の設定にあたっては」というところ  
で、中ほどになりますが、取引を通じての義務の履行、これは削減量が検証されたもので  
あるとか、あるいはその次の行、「その際、都内での削減を基本とすべき」と、そういった  
記述を加えさせていただいたところがございます。

それから、19ページの「家庭での節電・省エネの本格的な推進」、こちらのほうでのご  
議論の中で、家庭部門での消費者の行動についての記述を加えたほうがいいのではないか  
というご意見をいただきまして、これにつきましては、後ほど後ろのIV章で環境配慮の内  
在化のところ記述を加えていますので、またご説明をさせていただきたいと思います。

それから、資料23ページでございます。

23ページからが「都市づくりの中でのCO<sub>2</sub>削減」というところがございます。やはり  
前回のご議論の中で、この都市づくりの前文のところ、一番最後のところに、もう一つ前  
の議論の中では、都市基盤施設についての記述があったんでございますけれども、前回抜  
け落ちていましたので、一番最後、「また」というところで、都市基盤施設についての記述  
を復活させていただいているところがございます。

それから、同じく都市づくりの中での25ページでございます。「低エネルギー住宅の推  
進」ということで、こちら関連記載を省エネルギー対策のところでも記述してあったんで  
ございますけれども、都市づくりの中での記述も必要だということで、新たに項立てをし

て記述をさせていただいたところでございます。

それから、33 ページに飛んでいただきたいと思います。自動車対策の環境交通の実現のところの【あるべき姿・目標】のところでございます。33 ページ中ほどに中短期の目標ということで、平均旅行速度の記述がございます。「2016 年までに」というところがございますけれども、前回のご議論を踏まえまして、混雑時ということで正しく表記のほうを直させていただいております。

それから、36 ページをご覧くださいと思います。36 ページの一番下、「経済的手法、規制的手法による自動車交通量の抑制」のところでございます。混雑解消と旅行速度の向上に向けた取組の記述を整理させていただいたところでございます。加えてCO<sub>2</sub>削減の観点から、料金割引、それから税制など経済的インセンティブの記述をさせていただいたところがございます。

続きまして、42 ページ、44 ページでございます。廃プラスチックのリサイクルの促進についてのご議論がございました。表現がわかりにくいとのご指摘をいただいたところでございます。42 ページの中ほど廃プラスチック類の処理動向の表がございます。それから、44 ページになりますが、中ほどに、やはり廃プラスチック類のリサイクルの促進ということで施策の記述がございます。こちらの 44 ページのほうをご覧くださいますと、少し表現を直させていただいております。リサイクルの促進に当たっては、まず、マテリアルリサイクル、そして一方でプラスチックの種類別に分別が困難なものですとか、汚れが付着しているもの、そういったものは次の段階としてマテリアルリサイクルに適さないということで、サーマルリサイクルを選択するという記述にさせていただいております。

また、リサイクルの促進についてわかりやすくするため、この表にございますように、「事業者排出プラスチック廃棄物の 3 R 推進ルール」というのを記載させていただきまして、わかりやすい表現にかえさせていただいたところでございます。

それから少し飛びます。90 ページでございます。90 ページ、3 としまして、「自然の生態系を守る」というところがございますが、前回、生物多様性の記述が少ないのではないかというご指摘を受けました。全体的に生物多様性というところを織り込んで記述のほうをさせていただいたところですが、今回改めて独立の項立てをさせていただいております。また、特定外来生物についても記述すべきということで、この生物多様性の最後の段落、「また」以下のところに、特定外来生物、これへの対策ということで記述をさせていただいたところがございます。

次に 92 ページをご覧くださいと思います。92 ページ、第Ⅳ章でございます。こちらが前回ご提示を申し上げなかった（横断的・総合的施策）の部分でございます。

第Ⅳ章でございますが、東京が目指すべき都市モデル、これの構築に向けまして、あらゆる分野、あらゆる主体において取り組むべき横断的施策・総合的施策を記述した部分ということでございます。

まず、第Ⅳ章の 1 としまして、「社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内在化」でございます。冒頭にも申し上げましたが、昨年 11 月、この部分につきましては、企画政策部会におきまして基本的考え方をご審議いただきました。その際のご議論を踏まえまして、今回まとめさせていただいたところでございます。

92 ページ、Ⅳ章の 1 の前文に当たりますところで、環境配慮の内在化について、まず認識を示しております。我々自身の様々な活動による負荷によりまして、気候変動の危機が深刻化している。そして、都市の存立の前提となる「地球環境という器」そのものの存続が危ぶまれる状況になっているというふうにしてございます。

前文、第 2 段落目のところでございますが、質の高い都市環境のもとでの社会経済の持続可能な発展、そして、環境の器を将来世代へと引き継いでいくためには、都市を構成するあらゆる主体が立ち上がり、行動を起こすべきだというふうにしております。

それから第 4 段落目のところでございますけれども、環境への配慮、これを社会や経済を動かす基本的なルール、都市を形成するあらゆる場面、あらゆる行動の基本的枠組みの中に、当然、必然に織り込んでいく。そうした環境配慮そのものの内在化が重要だというふうにしてございます。

これを受けまして、その下のほうになります。社会や経済を動かす主体である行政・市民・企業、それぞれが社会や経済を持続可能なものとしていくための責任を認識し、その責任を果たすための共同のルールづくりを行い、ルール遵守、そして自己を規律する高い水準の目標設定、目標達成のための基本的事項を「環境の保全に関する配慮の指針」ということで基本計画の中で示すというふうにしてございます。

92 ページ、下段から「環境の確保に関する配慮の指針」の内容となっております。1 としまして、あらゆる都市づくりの計画、事業、これが前提とすべき環境配慮の原則、これを 93 ページの枠の中にもお示ししておりますが、「回避」、「低減」、「修復」、「代償」、「創造」ということで、これが重要であるというふうにしてございます。また、枠の中に、「環境配慮の進め方」としまして、法令、それから要綱、指針等の遵守、そして次のとこ

ろで周辺地域の環境資源、土地利用の状況の把握といったものは、環境配慮の進め方として大事だというふうにしてございます。

それから、93 ページの中ほど、枠の外になりますけれども、「また、以下」のところ、4つの考え方、原則の徹底が重要だというふうに示してございます。「予防原則」、「発生源対策」、「原因者負担の原則」、そして「回復あるいは再生原則」という4つの原則でございます。

続きまして、93 ページ、下の2の「基本的な環境配慮事項」でございます。93 ページから94 ページにかけて、環境配慮事項を提示させていただいております。エネルギーや自動車交通そして資源循環、緑の保全・創出といった都市活動のあらゆる場面で対応すべき環境配慮事項でございます。

それから、94 ページ、3としまして、「都市づくり、都市活動におけるあらゆる場面の環境配慮・環境対応の内在化」でございます。(1)では「持続可能な都市づくり」としまして、主にハードとしての都市づくりの場面、そして96 ページになりますが、(2)としまして、その他の事業活動、そして都民の日常生活の場面といった大きく(1)、(2)の2つのカテゴリで環境配慮・環境対応の内在化について述べさせていただいているところでございます。

まず、94 ページの「(1)持続可能な都市づくり」のところでございます。前文のところ、11月の企画政策部会でもお示ししました基本的な認識を改めて記述してございます。そして、前文の最後の段落のところになりますけれども、都市づくり自体、それは様々な都市活動の基盤である、そして都市構造がそもそも持続可能なものになっていなければ、その中で行われる都市活動、それも制約を負ってしまうということでございます。そうした意味で持続可能な都市づくりは、環境対応の社会経済の内在化そのものであるという記述にさせていただいております。

続いて、「○」としまして、「持続可能な都市像の共有化」のところでございます。都市像をみんなで共有することが重要という記述をさせていただいております。そして一方で、具体的な都市像について、単一の形で描き出すのはなかなか難しいという記述をさせていただいております。そういった中で様々な都市づくりの場面においては、環境負荷を低減すること、そして環境の汚染を改善すること、こういったものは共通の要素であると。さらに地域ごとの歴史文化、自然環境・生態系など特性に根ざした都市像がその他の環境側面と融合して共有化されていく、これが持続可能を都市づくりだというふうにご記述してお

ります。

95 ページ、「土地利用、市街地整備（都市開発）など」のところでございます。

まず、土地利用自体が自然環境などとの共存を損なわないものでなければならないとしております。都市周辺の残された緑地、農地の保全・再生、これは都市の豊かさには欠かせない。併せまして、市街地内での自然環境の回復・再生、これも優先されるべき課題だというふうにしてございます。

さらに、グリーンビルディング——環境に配慮した建物でございますが、これが持続可能な都市を形成することにつながると述べておりまして、コラムとしまして、グリーンビルディングの記述をさせていただいたところでございます。

次の「都市基盤整備」のところでございますが、まず、低環境負荷の都市づくりを支えるのが、交通システムをはじめとした都市基盤であると、この環境性能が都市の持続可能性を大きく左右するというふうに記述してございます。

95 ページ、一番下になりますが、環境配慮への悪影響、これを回避する対策としましては、1つは、環境アセスメントの制度が導入されてきたというふうにしてございます。資料をおめぐりいただきますと、96 ページでございますが、「さらに」ということで、近年では環境への好影響、これを積極的に付加していくようなことも重要となっているというふうにしてございます。

(2)番、内在化のもう一つの場面でございます「事業活動、都民の日常生活における環境配慮のルール化」でございます。事業者、都民、NPO、行政などあらゆる主体の活動が都市環境に大きな影響を与えているところでございまして、そうした様々な主体の行動に、基本ルールとして環境配慮が組み込まれていることが重要であるというふうにしてございます。

1つ目のマル、「事業活動における環境配慮」、そして2つ目のマル、「地域活動、日常生活における環境配慮」としまして、環境配慮のルール化について述べさせていただいているところでございます。

97 ページ、4の「都政のあらゆる施策における環境配慮の内在化」でございます。環境配慮を社会の基本ルールとしていくべきというふうにしてございますので、当然、都政においても、環境配慮の内在化、環境施策とその他施策との融合、これを図ることが重要だというふうにしてございます。環境基本条例におきましても、都の施策策定実施に当たりましては、環境基本計画、こちらのほうとの整合を図るというふうにしておりまして、

基本計画で示された考え方に基つきまして、都政のあらゆる施策において環境に十分配慮して取り組むべきという記述にさせていただいております。

続きまして、97 ページ、中ほどからが「環境に配慮するルールの確立及び実効ある取組の推進」でございます。これまで都市づくり、それから都市活動といった場面での内在化すべき環境配慮、これを示してきましたけれども、これはあくまで基本的・総括的な指針でございますので、それぞれの主体、それぞれの活動の中でルールとしてこれを確立し、実効あるものにしていくことが重要でございます。そういった意味で、各々の制度の中で独自の視点でさらなる環境配慮を進めていくことが求められるというふうにしてございます。

資料をおめくりいただきまして、98 ページでございます。1の「規制的手法の活用」でございます。確実に環境方針を実現するためには、最低限確保すべき環境水準のルール化は不可欠だと。様々な場面、主体ごとの役割を考慮し、必要な記述の設定と要求を行っていくべきというふうにしてございます。

2の「環境対策コストの市場内部化」でございます。環境経済施策調査会でおまとめいただいた経済的手法のあり方、それを改めてまとめ直させていただいたものでございます。

98 ページ、下のほうに図がございます。【共通認識】のところでございますが、「人間の生存基盤となる「環境」が健全でない状態では、そもそも市場経済活動を営むことすらできない。」という基本認識のもとで、下の箱、右側でございますが、規制措置も含め、市場の外にある環境対策コストを、市場の内部コストとする仕組みづくりを行う。そして、市場経済活動の担い手全員が、今後の環境対策の担い手になる。こういうことが求められます。

99 ページからが社会経済を動かすルール、これに今ほどの環境対応の視点を織り込んでいくための方策を掲げております。

1つ目のマル、「市場を活用した環境配慮の推進」でございますが、消費のグリーン化、これに支えられて、生産・サービスのグリーン化も進行する。こういったプロセスを活用してマーケットそのものを環境配慮型に作り変えることが重要だというふうにしてございます。

2つ目、「高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくり」のところでございます。積極的な環境対応、これがプラス評価される仕組みが必要だということで、その結果が社会経済面でのメリットと連動する、これが重要だというふうにしてござい

す。また、環境配慮行動に経済的インセンティブを持たせ、高く期待させる施策としまして、99 ページ、「金融機関との効果的な連携」、そして 100 ページに「税制の活用について」、記述をさせていただいております。

100 ページ、最後が「ムーブメント」でございます。経済的リターン、これだけではなくて、都民からの募金などによりまして、各々の努力がどれだけ環境全体への貢献をしているか、そういったものが見えるような指標など環境づくりに主体的に参加することで社会的満足が得られるような仕組み、これが重要だというふうにしてございます。

101 ページ、第 IV 章の 2 でございます「持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築～都民、国民、世界の人々を巻き込むムーブメント～」ということでまとめさせていただいております。

まず、企業、NPO などともに環境施策を進めるパートナーとしまして、都が現在連携し、進めてきております再生可能エネルギー、これの利用拡大などを連携プロジェクトについて記述をしております。

それから、102 ページでは、自治体連携について述べさせていただいております。環境問題では、抜本的な解決には広域的な連携、対策が必要となるものが多いということで、八都府市、あるいはさらなる広域連携、また区市町村との取組支援、連携強化の記述をさせていただいております。

それから、103 ページ、「アジア、世界の都市との連携」でございます。大都市連携、国際会議の招致、アジア各都市への情報発信等について記述をさせていただいております。

104 ページ、「戦略的環境広報のあり方」でございます。的確な情報提供ですとか、問題意識の共有、こういったものに向けまして、広報戦略を展開するという記述にさせていただいております。

105 ページ、106 ページは最先端の科学技術、これを駆使した施策の展開ということでございます。世界に誇る日本の技術力、これを生かした最新技術の開発普及。

それから、106 ページでは、環境の危機克服に向けた調査研究の充実、これが重要だという記述にさせていただいております。

107 ページ、東京の環境を引き継いでいく人材育成でございます。児童教育を核とした環境教育、そして、108 ページの後ろの下の方では、環境教育の場としまして、埋立処分場見学、これを活用、核とした環境学習の拡大が必要ということで記述させていただいております。

それから、109 ページが第V章としまして、「計画の推進と見直し」でございます。前回の企画政策部会でもご意見をいただきました。目標についての点検と見直しというのをサイクルをもってやらなきゃいけないのではないかとご指摘を受けまして、この項立てを新たにしたところでございます。

1 では、数値目標を掲げた事項、これを中心にしまして、状況の把握ですとか、進行管理、都民への公表をすべきというふうに記述してございます。

2 のところでは、推進体制と財政的な措置ということで、環境基本計画の着実な推進のためには、全庁的な推進体制の構築、そして、集中的・重点的に財源措置が必要だというふうにしてございます。

それから、3 でございますけれども、環境審議会でもう一方ご議論をいただいております「環境確保条例」、これの改正について、動向を記述させていただいているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○福川部会長 どうもありがとうございました。全体を説明していただくと大変長くなります。

これからの議論の進め方ですが、大きく中身は3つあります。前回いろいろご指摘いただいたことに対する、前回あったものについての修正、それから、部門別目標について記述が加わったということ、議論は前回もいたしました。それから最後の、今ずっとご説明いただいた総合的・横断的施策のあり方という、大きく分けて3つあったし、きょうまた新たな発見というのものもあるかもしれませんが。進め方としては、全体をどんどんやっていきたいと思っておりますけれども、部門別のだけは、また少し細かい数字も出てまいりますので、ここは後半で少しやることにして、といいますのも、ここをやっていると、大抵後ろに行かずに終わってしまうということがありますので、まず、報告書全体についてご意見をいただくというところから始めたいと思っております。どうぞご自由にご意見をお出しください。よろしく願いいたします。

特に前回ご指摘いただいたいろんなご意見があったところあたりを確認していただければと思います。

では、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 全般的にととてもよくできていて、ちょっとほかの審議会のところも出ていることもあるものですから、よくここまで書けたなという感じもするぐらい、よくできてい

と思うんですけれども、ただ、これの実施をどういうふうにさせていただくかというのは、これからの大きな責任とか責務の問題になりますので、大変多くの宿題が出ているということなんだろうと思います。

二、三回ぐらい前の会議で申し上げたことがあるんですけれども、それについても書いていただいているんですが、109ページの「計画の推進と見直し」のところ、2というところで「推進体制と財政的な措置」の2つ目のパラグラフで「組織の壁を越えた全庁的な推進体制を構築しながら」ということも書いていただいている、もう本当に言うことないぐらい大変ありがたいんですけれども、もしできれば、これは条例の中で決めていただくともっと実効性が上がるので、ちょっとないものねだりみたいで申し訳ないんですけれども、それから、これは計画自体の問題ではないと言われてしまうと、確かにそのとおりでと思うんですけれども、これはお願いで、本当にきっちり実施していくためには、そこまで、条例の根拠がある体制をつくっていただくと大変ありがたいということでございます。

以上でございます。

○福川部会長 ありがとうございます。「計画の推進と見直し」に関しては、特に平田委員から大分ご意見があったんですが、こんな感じになっていますけれども、いかがですか。

○平田委員 ありがとうございます。計画の推進ということではいいと思うんですけれども、私の意見は、後回しになっている、2020年の目標達成のための見直しを適宜、2020年までの目標ということなので見直す仕組みが必要ではないかということなので、その計画的な計画の見直しにとどまらない見直しが必要ではないかなという意見を申し上げたんですが、そちらはちょっと後回しで議論するほうの資料にもあまり見えていないので、ちょっと気になっているところなんですけれども、ちょっと後でまた……。

○福川部会長 これは後半でいきましょう。

今の太田委員の件に関しては、事務局のほうは何かありますか？ よろしいですか。

○小沼副参事 役所の組織なんで、組織というものは条例で規定されているものなんですけれども、それを乗り越えて、横断的な推進体制を今回構築して環境施策をやっていきますので、ある意味、条例で規定した組織を打ち破ってやっているということで、もっと大きな取組かと私どもも思っております。

○福川部会長 一つのご希望ということで。いかがでしょうか。原沢委員、お願いします。

○原沢委員 後ろのほうの関連で、1つは、102ページにいろんなところと連携をとると

ということで、これは非常にいいことだと思うんですけども、国レベルでの連携が書いていないので、これは東京都が国とは関係せずいきますという一つの宣言かどうか確認したいのが1点目です。

あと「計画の推進と見直し」のところ、書いていただいたのですが、弱いかなとったりしています。といいますのは、2020年の目標を定めて、その裏にはいろんな対策の積み上げがあって、実際できているかどうかをやはりかなり頻繁に見直していく。国のほうはPDCAサイクルで、なかなか本格的な見直しは大変で、データがなかったりとかいろいろありますが、東京都が毎年しっかり見定めながら、途中でもし、2020年危ないなと思ったら、追加的対策をするような、そういう実効のある計画にもっていく仕組みについて具体的なイメージを書いていただけたらと思います。ただ、計画ですから、この計画をさらに一段下に落とすような、また実施計画みたいな話があるとすれば、これはこれでいいかなと思うんですけども。いい計画をつくったら実効性を担保する具体的な姿・形がこの中に入っていたほうがいいと思います。

○福川部会長 ありがとうございます。また平田さんの話に戻っちゃいますね。じゃ、ご発言ありますか。

○平田委員 私の意見は原沢先生とほとんど同じということですので、よろしくお願ひします。

それで一つ質問なんですけれども、92ページからの「施策のあり方について」、非常に重要なことがたくさん書いてあってとてもいいと思うんですけども、この中で、92ページから環境の確保に関する配慮の指針を示すということで、92ページの下から、恐らく私の理解では、この指針に当たる部分は、97ページの中段まで続くのかなというふうに思うんですけども、この指針というのがどういう効力を発揮するものなのか、非常にこれが強い効力を発揮することになれば、書いてあることは大変なことが——大変というか、重要なことなんですけれども——たくさん書いてありまして、例えば、汚染者負担の原則をCO<sub>2</sub>にも前提とすべきというのに始まって、そういうことがたくさん書いてあるんですけども、この97ページ、中段までの指針というものの位置づけ、効力ですね。それから加えてお伺いするなら、そこから続く、それを実現するための実効ある取組というのは、97ページの中段から、規制的手法とか環境コスト内部化というようなことが書かれているんですけども、この辺がこの計画に盛り込んでいくことによって、次の実際の計画に基づくいろんな施策の具体的なものとして落ちていくかなり効力を持つものと位置づけていいので

しょうかという、その辺の感じをお伺いしたいと思います。

○福川部会長 これは 11 月にも大分議論したところではありますが、その一つの回答というのが出てきたわけで、92 ページ、下から 4 行目に黒い枠で囲んだ「環境の確保に関する配慮の指針」という、ほかのページでは見たこともない見出しがあるんですが、これはどこまで及ぶ見出しなのかあたりから、ちょっと説明していただけますか。

○小沼副参事 「環境の確保に関する配慮の指針」でございますけれども、おっしゃるとおり 92 ページから始まりまして、指針そのものは 97 ページ中段の 4 の最後までということになってございます。この「環境の確保に関する配慮の指針」を受けまして、後々、行政計画として環境基本的計画になっているときには、この指針そのものの考え方、記述と、それから具体的な環境配慮事項に対応したような環境配慮の仕組みですとか、そういったものをポイントを絞って記述しているというふうにさせていただくところでございます。

また、ちょっと話が戻っちゃいますけれども、先ほど来 2020 年の大きな CO<sub>2</sub> 削減目標に向かっての計画の見直し、それからチェックですけれども、第 V 章として、その「計画の推進と見直し」の欄にも書いてございますけれども、ほかに 16 ページをご覧いただきたいと思います。16 ページでは、CO<sub>2</sub> 削減のそれぞれ部門別の目標を受けた記述のところでございますけれども、中ほど「これらの部門別の削減目標に関しては」ということで、それぞれ社会的・経済的な諸条件、これの変化は当然ございますし、施策の新たな展開ですとか、拡充なんかもございますので、必要に応じて目標の精緻化、それから適切な見直しを図って、目標に向けた展開というのをやっていくということしております。

それからもう一点、具体的な実効策ということでのお話がございましたけれども、これも今回、環境基本計画のあり方ということでご審議いただいておりますが、行政計画というふうになった場合には、私ども何カ年事業かで環境対策をやっておりますので、環境基本計画の後ろのほうに実行プログラムという形で、これまで私どもがやっている取組というのを具体的に年次別に入っていくというふうに考えてございます。

○福川部会長 ありがとうございます。2 つお話があったので、目標のほうはまた後にして、今の配慮の指針の意味とか、意義とか、位置づけに関してですが、今の説明で平田さんは納得されましたですか。

○平田委員 あんまりよくわからなかったんですけども。すみません。

○福川部会長 納得というより、よくわからなかったと。つまり、ここに書かれた指針というのは、ある種の環境に関する東京都の憲法のような役割をもって、東京都の内外、行

政とおっしゃったから、一応とりあえず行政内部でつくられる様々な、例えば道路だとか、その他いろんな都市計画だとか、いろんな計画を立てる場合の一つの基本的な方針になっていくと。それを規定していくんだ、あるいはこの観点からチェックしていくんだと、そういうふうに理解してよろしいですか。

○小沼副参事 当然、環境配慮を社会の基本的ルールにするんだということで、皆様方、行政のほかの事業者ですとか、都民の皆様にも求めていくわけですので、都としましても、施策の基本的な考え方は、この環境については、この環境配慮の指針というふうに考えてございます。

○福川部会長 相当重要な文章ですけれども、後ろのほうにちょこちょこ入っているような気がしますけれども、一応これは条例で決めなきゃいけない項目に入っているものであって、そういう意味でも入っていると。大塚先生、大丈夫ですか。

○大塚委員 条例にはなっていないんですね。

○福川部会長 条例で環境配慮の指針を盛り込まなきゃ、基本計画に盛り込むことと決まっているわけです。

○大塚委員 条例で盛り込むことというふうに……。

○長谷川部長 環境基本条例の中に、環境基本計画に盛り込むべき内容として目標と施策の方向と、それから配慮の指針というものを入れるべしということになっております。それを含めて環境基本計画は、当然ながら、環境に影響を及ぼすと認められる政策を策定し及び実施するに当たって、この計画との整合を図るというようなつくりになっております。ですので、この基本計画のまとめでいただいた内容を踏まえて、行政計画のほうで配慮の指針としてまとめていくということになります。

○福川部会長 ただ、これまでの基本計画ではあまり目立たなかった、地味だったというところがあるので、ぜひ今回からは、そういう意味で本当にこれがある種のききめがある指針になっていただきたい、そういうふうになっていただきたいと思うわけですが、ということですよ。

○大塚委員 僕はとてもよくて感動しているので、あまりこれ以上言ってもどうかなと思っているんですけども、将来的な課題としては、こういう基本原則みたいな、93ページに出ているような指針は、条例の前文とか、条例の中に入れていただけるともっといいと思います。ただ、それはないものねだりかなと思って、一応申し上げているんですけど。

○福川部会長 ありがとうございます。平田さん、これで何となく納得はしましたか。

○平田委員 はい。

○福川部会長 ぜひ、実効性のあるように、これからの運用が大事だと思いますので。

では、さっきの見直しの話はちょっと後に回して、ほかの項目……。富田さん。

○富田委員 1つは、先ほど原沢委員もおっしゃられたことですが、国の制度との整合性というのはどういうふうに考えるのかということについて、非常に私自身も関心をもって見ているんですが、いま一つどこにあるかわからないということです。ご案内のとおり、国でも省エネ法の改正とか、温対法の改正の検討が進んでいるというふうにも聞いているわけですが、そういうものができたときに、東京都の条例としてはどういうふうに考えるのか。事業者にとってみた場合に、あることを行っても国の法律の対応と、東京都の条例の対応ということで、2つの余分な仕事をしなくちゃいけないとか、そういうのは避けるべきだろうというふうに思いますので、ぜひ整合性をとるということについては、基本方針として掲げていただきたいと思います。

それからもう一つは、ちょっと細かい話で、これも私が前回申し上げたことを踏まえて入れていただいたような気もするんですが、18ページの「大規模事業所での対策強化」のところで、都内での削減を基本とするという考え方をとるのであれば、それを文章として入れるべきだというふうに申し上げましたので、多分、それを踏まえて入れていただいていると思うんですが、ここにはなぜという理由が書いていないんですね。私自身は、特に温暖化みたいな対策というのは、都内であろうが、都外であろうが、日本にとっての削減効果があるものについては、同等に扱ってもいいんじゃないかという考え方をもっているわけなんです、なぜ都内での削減を基本とすべきなのかというところについて説明していただく必要があるというふうに考えます。

○福川部会長 2点ですね。国との関係について基本計画ではどう扱っているのか。ちょっとご説明していただくことは可能でしょうか。

○小沼副参事 国については、もう一方の環境審議会で議論いただいている条例のほうでも、当然同じようなご指摘があったかと思いますが、国の施策とか、ほかの施策との接続部分といいますか、連携につきましては、事業者の方が混乱ないように、きちんとした連携を図ってくれというご指摘は受けておりまして、中間のまとめにも、そういった記述をしておるところだと思います。

大規模については……。

○福川部会長 とりあえず、それは条例のほうで少なくとも対応しているから、ここでは

特にということでもよろしいですかね。富田さん、何かもうちょっと書いたほうが良いというご意見ですか。

○富田委員 条例と、それから基本計画、どちらが上位の概念かと言えば、ちょっと私、間違えているかもしれませんが、基本計画のほうが多分上にあるのだらうと思うんですね。それを踏まえて、具体的な施策として条例に織り込むということなんだと思うんですが、国の制度との整合性というのは非常に重要な部分ですので、条例のところを検討するというのではなくて、基本計画の中に書かれている、しかるべき内容ではないかなというふうに私は思います。

○福川部会長 特にご意見は、事務局のほうありますか。

ほかの委員の方、これに関して何かご意見ありますか。大塚委員、お願いします。

○大塚委員 国の施策との関係は、あまり無理をすると困るということは一般的にももちろんあるんですけども、法律と条例との関係については、判例とかがあって一応決まっていて、目的が違うことであれば、条例で決めることは基本的には可能なんですけれども、目的が同じである場合には、国の法律との関係を考えながら条例をつくらなくちゃいけないということがあります。

あと、環境との関係で特に重要なのは、自然的・社会的条件が特に違うということが、その都道府県について言える場合には、条例で別に定めることが可能だというのが一般的な考え方ですので、法律と条例との関係については、今の点がクリアできていればいいということだろうと思います。

この中に出てくるのは、特に問題になるようなことはないと思いますけれども、温暖化に関しては、国の政策との関係というのは問題になり得ると思いますけれども、それは、東京都は前からご説明なさっているように、1つはヒートアイランドとの関係というのと、それから東京だけで世界の何%にもなるような――何%までいきませんかね、どこかの国と同じぐらいの排出をしているというあたりが特に重要なポイントとして指摘されていたのではないかと思います。

以上です。

○福川部会長 東京都は東京都で、独自に組んでいく根拠と理由は法的にもあるのではないかと大塚さんのご意見ですけども。それでよろしいですか。

○富田委員 条例の議論の中でも細かい対策といいますか、具体的にどういうふうに、例えば、排出量取引的なものやっていくかというところがわかっていないので、どうい

ところでバッティングするかというのがはっきりしていないところもあるんですが、ちょっと細かい話をして恐縮ですけども、中小企業に対して大企業が対策をとると、それを大企業の取組として評価する、そういう考え方がありますけれども、この資料の中にも検証された削減効果について評価しようという、そういう考え方になっていると思うんですね。じゃ、それを誰が検証するのかということ考えたときに、東京都は東京都でどこかが検証するという、そういうことを考えるんでしょうけれども、一方、国は国でこういう認証機関というのを設けようというようなことも議論されているわけですね。そうすると、両方のところがうまく整合がとれていないと、ある一つのことをやりましたと、国の対策として認めてもらうには、こちらの認証機関に認めてもらわなくちゃいけないと。東京都に条例で認めてもらうには、こちらの認証機関で認めてもらわなくちゃいけないとか、そういう極めてばからしいことが起こり得るというふうに思うんです。

ですから、法律として目的が違えばというところではありますが、温暖化対策という目的に関しては同じなわけで、事業者にとってみても、とるべき、あるいはとることのできる対策というのはそんなに違うわけがないんですね。ですから、それに伴う負担というのをいかに軽減するかということの配慮というのは、ぜひとも必要だろうというふうに私は思います。

○福川部会長 国との関係はあまり書いていないとおっしゃったんですが、102ページを見ていただきますと、一応、一番最後のところですね。「首都圏、全国レベルでの広域連携」というものの一番最後の「今後も」というところに、国等への働きかけをやっていくんだと。ここでは明らかに都のほうが先を走っているという、そういう意識で書かれているんだらうと思いますが、どうですかね、今、例に挙げられたようなことまで基本計画に書く必要はないとは思いますが。

○富田委員 そんな細かい例を書くわけではなくて、基本的な考え方として、国の制度とはどういうふうに整合性をとっていくのかというスタンスを、ぜひ書いていただきたいと思うんです。

○福川部会長 国の政策に整合性をとってはいは環境政策が進まないの、都がいろいろやっているということだと思ってしまうんですけども、それはちょっと違うんじゃないですか、違いますかね、と私は理解しています。じゃ、大野さん。

○大野部長 これは別の場所でも議論をした記憶があるんですけども、国と施策の整合性をとるというのはいろんな意味があると思うんですが、1つは政策の程度でございます

とか、強さでございますとか、そういうものに関して整合性をとるとというのが、我々の基本的なスタンスとしては、国の環境政策は不十分というのがありますので、そのレベルに合わせるという意味では整合性がとれないということになると。我々のほうが一歩進んでやるというのが我々のスタンスなんですけど、もう一方で、冨田委員がおっしゃいましたように、例えば、具体的な中小企業の認証でございますとか、ある意味でテクニカルな実務的な部分でございますので、これについては十分とれ得る部分がございます。これは逆に、我々のほうが国より進んでいるのだから独自にやるんだということで、そういうテクニカルな部分を見捨てると、これはおっしゃったように、無用の混乱も呼びますし、不要なコストも出ますから、そういう実務的な部分でございまして、実際の部分では、当然これは整合をとっていくという努力が我々も必要だと思っています。

ですから、その辺の整合性というときに、何を我々が一歩進んで国を引っ張っていくのか、それから、どういう点では実務的な整合性をとる必要があるのかというあたりは、もし今のバージョンに不十分な記載があるとすれば、それは少し検討すればよろしいのではなかろうかというふうに思います。

○福川部会長 末吉さん。

○末吉委員 すみません。遅れて来まして申し訳ありません。今の議論で十分だと思うんですが、ちょっと私も言いたいものですから、言わせてください。

この分野というのは新しい分野ですよ、今まで我々が取り組んできた分野じゃなくて、CO<sub>2</sub>削減をどうしようかという新しい分野ですから、すべてが理路整然と整うというのは、初めの段階ではないんだと思うんですよ。ですから、それがまず第一点でありますし、それから、こういった問題に対処すべき主体はたくさんあるだろうと思うんです。それは中央政府であり、地方政府であり、あるいはビジネスであり、市民であり、ところがどこの主体も動かないときに、そこにぼっかりとバキューム、空欄ができたときに、そこを誰が最初に埋めるんだという話は、これは全体から見ると非常に重要な問題だと思うんです。そうやって、本来は国が埋めなきゃいけないところにぼっかりと穴が開いているから、例えば、東京都が自ら、東京都の中でやるんだというのは、これは非常に意味のあることだと思っています。例えば、今、アメリカで随分訴訟で争っていますよね。EPAと州の権限との話ですよ。結局、あれも連邦政府のほう動いていないから、州の立場で州民の生命、財産、将来を守るために動くんだということで動いていて、それで連邦裁判所のレベルでも、州のほうを支持する判決がずっと出ているというのが私の理解であり

ます。

ですから、こういったことを考えますと、確かに具体的なところで非常に困るところが出てくるかもしれませんが、全体が同じ方向に向いていくんだという、その前後のところの関係で、その前後があるから今進めないんだという話ではないんだと思うんです。ですから、早く進めるところが進んで、その後をみんなが埋めていく。例えば、中央政府が地方政府の後を追って埋めていくんだと。そうやってある一定時間の中には、細かいことも含めて統一性がとれていく。そういったのが、私、この分野の非常に特徴ある物事の進め方なんじゃないかというふうに思っております。

○福川部会長 ありがとうございます。一般論としてはそういうことで。それで、富田委員ご心配の実務的なレベルでの、あるいは共同できる部分での共同、これは当然あり得るということで、もし可能なら、少し修正するということができればと思います。

それでは、もう一つの 18 ページの「都内での削減を基本とすべきであるが」という、この部分に関しては。

○棚田副参事 環境政策部の副参事の棚田と申します。

18 ページの富田委員ご質問の件でございますけれども、まず、私どもの基本的な立場というのは、15 ページに書いてございますけれども、【あるべき姿・目標】の中で、センテンスで言いますと、第3センテンスですか、「大都市が、こうした都心モデルを実現してこそ」云々ということで、その次のセンテンス、この認識に立って、東京は、世界の大都市に先駆けて、以下のような低CO<sub>2</sub>型の都市モデルをつくっていくんだという大きな認識のもとに、じゃ、どうするんだという各施策が入ってくるというふうにしております。そういう中で、まず都内のCO<sub>2</sub>を削減していくというのが大きな目標ですね。こういった業務ビルが多いというような都の特性に合わせて、こういった都市で新しい都市モデルをつくっていくということが東京のやるべき姿だということを考えております。

富田委員のご質問にお答えしますと、都外については、一定の限定と書いてございますけれども、基本的に都内を基本とするというのは、今申しましたように、東京を低CO<sub>2</sub>型の都市モデルにするという大きな目標があるということをお考えいただきたいと思っています。

以上です。

○福川部会長 ということですが。

○富田委員 ありがとうございます。東京を魅力ある都市にしていこうという、世界の

都市に先駆けてということなんですけれども、都市の低CO<sub>2</sub>型かどうかという指標をどういうふうにとるかということにもよろうかと思えますけれども、私の理解しているところだと、例えば、東京の一人当たりのCO<sub>2</sub>の排出量という観点からすれば、世界で断トツにいい都市というふうな見方もできるんだらうと思うんです。今、既にそういうふうないい都市に——言い方は、こんなのでいいかというところはあるかもしれませんが、世界のほかの都市に比べれば、まだいいということもアピールできるぐらいの、非常に高密度ではあるけれども、公共交通機関等を含めて、いろいろなインフラを含めて、そういう都市になっているというアピールだって不可能じゃないというふうに思います。

仮にそういう目標を掲げているので、都内の削減というのを基本としたいということだとすると、例えば、資料のほかのところにも出ています八都県市の連携とか、あるいはグリーン電力証書、あるいは再生可能エネルギーの利用促進といったものに関して、なぜ東京都の都内の対策というのに限るような、そういうことをやらないのかということについては、どういうふうにお答えされるのでしょうか。

○小原副参事 今、お尋ねいただきました再生可能エネルギーの利用という局面と、実際にそれぞれのサイトでCO<sub>2</sub>対策を行う、中でも省エネ対策をやるという局面との2つをしっかりと分けて東京都では考えております。

と申しますのは、実際に省エネの取組を行うというのは、そのサイトでどうしてもやらざるを得ないことではあるんですが、エネルギーをどこから持ってくるかという点につきますと、東京都は現に都外から多くのエネルギーを持ってきて消費しているという実態がございます。そうしますと、都内のエネルギー供給に適合した範囲で再生可能エネルギーをつくるということではいいますと、実際に必要となる量に対して著しく少ない量しか再生可能エネルギーの利用を進めることができません。

したがって、東京都が実際に消費しているエネルギーをつくっている地域的広がり考えた上で、東京都外における再生可能エネルギーの導入事業というものも、東京都の施策を通じて支援していこうという考えを持っております。それが再生可能エネルギー戦略の中で私ども明確にしておるところでございますけれども、具体的なやり方として、都外で作成されているグリーン電力証書のようなものも、積極的に活用していこうという政策になっております。したがって、物の考え方として、エネルギーの供給の側面と利用の側面を分けて、それぞれに適合したやり方をしているということでご理解いただければと思います。

○富田委員 基本的に自らの削減対策というのを、まずやっていくんだというスタンスは、そのとおりにんだと思うんですが、一方で、この取引を考えている場において、他社で行う削減についても自らの対策というふうに見直そうと。そのときに、都内での対策なのか、都外での対策なのかというのを分けて考えるという考え方になっていたかと思うんです。ですから、再生可能エネルギーという供給サイドのことだけではなくて、需要サイドの取組においても、都内と都外とを分けて考えているということなんですけれども、それ自身、別に分ける必要はないんじゃないかというのが私の考え方なんです、いかがなものでしょうか。

○福川部会長 都のそもそものCO<sub>2</sub>を減らしたいということからは、都内での削減を基本とするべきということになりますが、制度の実効性を高めていくためには、都外も全地球的に言えば同じことだということではあるんですけれども、そうすると、何をもって都外と都内を分けるかという、やや技術的な話になってしまうんですが、ちょっとその辺について、何かまだ見通しがあったらご説明ください。

○大野部長 この点はもう既に基本計画の議論というよりは、条例の議論になってしまっていますので、ちょっとこの場で議論するのはふさわしいかどうか疑問があるんですけれども、富田委員が今おっしゃったご質問に関していえば、今、棚田のほうから申し上げましたように、私どもの温暖化対策の基本は、東京自身を低CO<sub>2</sub>型の都市にしていくことであるということでございます。

確かに富田委員ご指摘のように、東京の一人当たりCO<sub>2</sub>排出量は、ロンドンやニューヨークと比べますと、東京のほうが低いということがございますので、確かにそういう意味では、東京は世界の中でもかなり進んだ低CO<sub>2</sub>型の都市であるとは思いますが。ただ、これが本当に我々が地球温暖化の危機を回避するために、これから50%とか、そういうオーダーの削減をやっていくというレベルから比べますと、まだまだ不十分であるというふうに考えておまして、そういう意味で、現状がロンドンやニューヨークよりいいからやらなくていいという話には全くならないというふうに考えております。そういう意味で、そういう観点を踏まえて、我々としては、東京自身のCO<sub>2</sub>の削減を優先して考えているということでございます。

○福川部会長 どっちがだめで、どっちもやらないという言い方になっているわけではありませぬので、この書き方はこれでいいんじゃないかと思いますが。

○富田委員 私と事務局サイドの意見のぶつけ合いというのは、あまり益がないと思って

いまして、ぜひ、ほかの委員の先生方が、こういう都内を基本とすべきだという考え方で、東京都の環境基本計画はこれでいいのかという観点で、もしご意見がありましたらお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○福川部会長 議長の代わりにやってみました。どうぞご意見がありましたら。

○興水委員 今の問いかけに関する意見ではないのですけれども、ちょっと関連するのかなと思って気になっていたところをお話しします。

今までの議論でようやく私はわかってきたんですけれども、102 ページのところに戻って恐縮ですが、この部分で、いわゆる再生可能エネルギーについて、どうこれから新しい仕組みをつくっていくかということでパッケージのことが提案されているんですね。これは私、あまり詳しく存じていなかったのですけれども、102 ページの上段に絵がありますね。この絵のところでお話と関連する部分があるのかなと思って議論を伺っていたんですけれども、この絵の部分で、「グリーン供給者」、「グリーン需要者」、そこに（自治体）とあります。その上に「東京都」と書いてある。その中に「金融機関」、それから下のほうに「市民」とあって、「市民（個人、企業、機関投資家）」、そういうふうに書いてあるんですけれども、この絵が少しわかりにくい。どれが企業で、グリーン供給者というのは一体何なのか。東京都が外側に、上のほうにいますけれども、その関係もよくわからなくて、先ほどの議論ですと、このグリーン供給者、グリーン需要者というのは、東京都を越えた、もっと外側も含めての人たちが入っているようにも見えるし、そうでもないように見えるし、この絵はどのように、このパッケージはどのぐらいの広がりを持ったものを意識した概念になっているのかがちょっとわかりにくい。もう少しわかりやすくしていただきたいんですが。

○福川部会長 あまり説明なく出ているのであれですけど、企業はどっちでもなり得るんだと思いますが、ちょっと説明していただけますか。

○小原副参事 この102 ページの上段の図は、今回初めて挿入させていただきました図でございますので、説明が足りなかった点、お詫び申し上げます。

この上段の図の一番外側の四角というのは、図の外側の枠ということで考えていただいて、あまり意味はないんです。その中に実線で角がまあるくなっております四角がございます。角が丸い四角が市場の枠でございます。市場の中には、グリーンな電力の需要者と供給者が両方がいるだろう。そのグリーンな供給者というのは、重要側に引張られるようにいっぱいくれるようになりますし、需要側はそういう力を持っているというのが

市場の中での需要と供給の関係というところで一つポイントがございます。

そうしますと、東京都は、これは実は上に書かないで、横でも下でもよかったです、市場の外側からいろいろな役割を果たせるでしょうということで点線がいろいろと入ってきております。グリーンの需要者に関しましては、電気のグリーン購入等ということの働きかけをやることで、需要を太くしていきましようという働きかけができます。グリーン  
の供給者に対しては供給拡大に向けた支援というものを、例えば、補助金なのかもしれないし、あるいはほかの仕組みによる支援なのかもしれませんが、市場の外側から供給者が供給を広げやすいような支援が打てるでしょう。この市場の中にいる主体として、金融機関が大きな役割を果たす可能性があるということで一点掲げさせていただいております、ここからグリーン供給者に対しまして、例えば、低利融資であるとか、グリーン金融商品といったものを通じたお金の流れというものをつくっていけるのではないかと。そういうお金の流れに対して、グリーン  
の供給事業者から金融機関のほうに環境配慮の実績というものが上がって行って、金融機関としての環境配慮の事業がどれぐらいになっていきますよというところの実績に積み上がっていくか。そういう実績を見てグリーン  
の取組に積極的な金融機関に対して市民からのお金の流れというのがグリーン投資といったような形で流れていくような仕組みがつかれるであろうと。そういう市民であるとか機関投資家に対して、グリーン  
の投資というものを働きかけていくという点線が右側の点線でございますし、市民に対して、そういうことに関する理解を広げていくというところが普及啓発というところ  
でやっている。グリーン需要者のところで（自治体）と書いておりますのは、自治体をコアとした主体として現時点では考えておりますが、今後さらに企業もグリーン  
のエネルギーの需要者として役割を果たすことが期待されるので、一緒の同心円と言ってはちょっとずれておるんですが、同心円的な位置づけで企業を位置づけさせていただき  
ました。

こういうグリーンなエネルギーを積極的に利用している企業に対し、市民が選んで商品を購入していくというコミュニケーションが成り立つような普及啓発も東京都の役割として左側の外側の線に置いております。つまり、環境に配慮した生産活動を行っている事業者、企業の商品を選んで市民が選択して買うという状況を普及啓発で広げていまいしょうというのが左側の市場の外にある点線でございます。当然、そういう購入に対しては、環境に配慮した商品の販売ということで矢印が市民側に向かっていると。これらのすべての矢印一つひとつというのを太くしていく政策というのが、私ども東京都のねらっている政

策でございまして、一個一個の単純な政策を複数組み合わせるとして全体として見てみますと、市場がぐるっと回るような連携パッケージというのがこの図の説明でございました。

以上でございます。失礼しました。

○興水委員 よくわかりました。

○福川部会長 どうぞ。

○原沢委員 同じ図ですけれども、市民というのは、都民も含めたかなり広い範囲の国民という意味づけなのかどうかというのが1点です。あと環境教育右から回ってきて、この図の位置で、報告書の後のほうに環境教育が出てきたりすると、東京都は結構広い範囲の環境教育までやるという意味にとられないかなど。図の解釈の仕方、「市民」という言葉をあえて使っていらっしゃると、環境教育が後で出てくるのがここに入っていることの意味を確認したいんですけれども。

○小原副参事 この市民というのは、今、先生がご指摘くださいましたように、国民であるとか、都民であるとか、そういう広い意味を含めた市民でございまして、ご指摘のとおりでございます。こちらの外側の環境教育というのは、普及開発みたいなスタイルをとってやるものもありますし、あるいは教育課程の中に、例えば、小学校の授業の中で行われているごみの教育であるとか、上下水道の教育であるとか、そういった教育の課程も、物を選ぶ知識をしっかりと身につけるといえる点で言えば、役割を果たすであろうということで点線を引かせていただきました。

以上でございます。

○福川部会長 ありがとうございます。お気持ちはよくわかる絵なんですけど、多分、市民の中にも企業が入っているし、需要者も企業が入っているし、供給者も、多分、企業が…。東京都は離れていますが、グリーン需給者の中にも東京都は入るので、その辺を見て考えているとごちゃごちゃしてくるというのが、ちょっとみんながわかりにくいところだろうと思います。お気持ちはわかったので、もうちょっとわかりやすくなるといいかなと思いましたが、お願いいたします。

ちょっと話が飛びましたが、さっきの18ページのところへ戻って、何かご意見ある方いらっしゃいますか。

○大塚委員 どうして都の中でという話ですけれども、これは多分、皆さん当たり前だと思って、すぐに答えが出てこないんだと思うんですけれども、1つは、都で今回温暖化対策を、排出量取引を含めてですけれども、検討する基準の1つは、都におけるCO<sub>2</sub>

排出量が相当程度に達するということにあるので、それはまず都の中でやるということが、そこから当然出てくるということなんだろうと思います。それ以外にも理由は2つほどあると思いますけれども、1つは、いわゆるチェリー・ピッキングみたいな議論というのは、CDMのときの、最初にできたときのような議論があり得ると思うんですけれども、例えば、ほかの県で同じような制度をつくろうとするときに、都外のものを通してきちゃうというのは、それほど望ましいことと言えるのかという問題が1つあると思いますし、もう一つは、都外でのCO<sub>2</sub>削減に関しては、検証がどの程度都能が出来るかという問題がございますので、その2点からも、都内での削減を基本とするというのは是認されるものと思います。

○福川部会長 ほかにご意見ありますか。

○富田委員 先ほどの国の制度との整合性というところの関係があるんですけれども、今般、省エネ法の改正の一つの考え方として、事業所単位からの規制から事業者への規制というふうに枠を広げようという考え方があるわけですね。そうしますと、都内の事業所と都外に事業所を持っている企業にとってみれば、どちらでやるかと、対策を施すかということに関しては、パフォーマンスを考えて選択をするという考え方になるかと思うんです。そのときに、国の省エネ法の考え方からすれば、どこでやっても、日本国内の対策ということで評価がされると。一方、東京都の考え方からすれば、都内でやってくれと。優先順位は都内だと。そのパフォーマンスがどの程度か。これは頭の体操でしかないんですけれども、仮に都外のほうでパフォーマンスがいい対策がとられるにもかかわらず、都内でやらなくてはいけないということが合理性があるのかどうかということも生じてくるということだと思うんですが、それでも都内でやるべきというのが合理性があるのだろうかというのが私の疑問です。

○大塚委員 ですから、都外からも購入できる可能性は残したということで、都内だけで全部やるということではないと思いますが、例えば、私が申し上げたことも理由にはなりませんので、おっしゃることもわかりますけれども、両方とも問題にはなるということだろうと思います。

○福川部会長 合理的であれば、都外のそういうものを購入するというのも、選択肢としては十分考えているというような文章だと私もと思いますが、二者択一で読んでいただくというよりは、基本は都のCO<sub>2</sub>排出量全体を減らすんだという立場に立っているということを示した上で、その合理性とか、実行可能性とかいうことを考えたときに、都外で

の削減量を取引することもあり得るという文章だというふうに理解いたしますが、富田さんがおっしゃるように、黒か白かと言うと、グレーでよくないような感じがしますけれども、すべてをどっちかに片づけているという文章ではないと私は思いますけれども、いかがですか。

○富田委員 あまりここを深入りすると、まさに条例の議論になってしまうので、時間もあれですので、ある程度切り上げたほうがいいかなというふうには思うんですが、白黒をつけるべきだということではなくて、条例のほうの議論では、都外での対策というのものもある程度認めるけれども、限度があるという考え方になっているわけですが、限度という、そのこと自体が本当に必要なんだろうかということに関しては非常に大きな問題なんだろうと思うんですね。それに関して、ぜひご配慮をいただきたいというのが私の意見です。

○福川部会長 では、そういうことで、この点に関しては、条例のほうの議論になってしまいますけれども、この文章に関しては、私はこのままでいいような気がいたしますが…。と思います。では、そういうことで先へ進めさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか、それぞれの分野の方。

○市川委員 92ページの「施策のあり方について」の真ん中あたりのⅣ－1－①のところなんですけれども、行政・市民・企業等がそれぞれに社会を動かす共同のルールづくりを行ってという記載があるんですね。先ほどのグリーンのところ、市民という使い方が企業を含めた大きなくくりになっていましたけれども、ここでは企業を分けた市民となっております。私はこういう使い方のほうがこの部分ではわかりやすいんですけれども、この表現の中で、市民というのは共同のルールづくりをしていくというイメージがちょっとわからないんですけれども、そのところを、都としてはどのように具体的にお考えになっているのかちょっと教えていただきたいです。

○福川部会長 教えていただきたいそうですが、あまり難しく考えたのではないような気もしますけれども。

具体的にどのルールというふうに言っているのではなくて、それはいいんですか。

○市川委員 それはわかるんですけれども、多分、市民というのはそれができないから、今まで家庭部門というのが、いくら号令をかけられても何もできない、削減もなかなか進まない、結果としてトップランナーみたいな、そういう製品の効率が上がって、結果として住宅の効率が上がって、結果としては何とかなっているけれども、一人ひとりのところのメンタリティという部分まではなかなかたどり着いていないという現状があると思うん

ですね。そこのところを何とかしない限り、市民がルールづくりということで、メンタリティを上げられるようなところまでを、多分、基本計画のところイメージできると、私は都民とか市民というのは大きく変わっていくような気がするんですけども。

○福川部会長 今のはなかなか基本計画で表現するのは難しいですね。お気持ちはまたこれもよくわかるんですけども。

○小原副参事 お答え遅れて申し訳ありませんでした。こちらの「各主体が社会や経済を動かす共同のルールづくりを行い、そのルールを遵守するとともに」というところなんですけれども、文章のつながりとして、そこのルールに関して少し踏み込んでおりますのが、97 ページの真ん中あたりに影のついておりますⅣ-1-②というところで、「環境に配慮するルールの確立及び実効ある取組の推進」というところのあたりとつながっている部分でございます。こちらの冒頭のところをちょっと読み上げさせていただきますと、「これまで、都市づくりとそれ以外の都市活動について、それらの活動に内在化すべき環境配慮とその展開の重要かつ基本的な要素について示してきた」と、そういう環境配慮が「それぞれの主体・活動においてルールとして確立し」という、このルールというのが何のためのルールかといいますと、環境配慮をそれぞれの行動に内在化することを目的としておりまして、そうしますと、内在化する行動を外生的に全部当てはめていくということではなくて、環境配慮に内在化するという目的に向かって、各主体がそれぞれのところでルール化というものをできるようにしていきましょうということを考えております。

で1枚おめくりいただきますと、次のページで98 ページなんですけれども、その一つの手法といたしまして、「環境対策コストの市場内部化」という手法をここで出させていたでいておりまして、ここのくだりの中では、さらに一番下のちょっとした図みたいなものがあるんですけども、そこにちょっと太いゴシックで※印のところに、「社会や経済を動かすルールに、環境対応の視点を織り込んでいく」ということを書かさせていただいております。こういうことをねらって、ここの図に書いてありますような、例えば、規制的措置も含め、市場の外にある環境対策コストを、市場の内部のコストとする仕組みづくりを行うであるとか、あるいは市場経済活動の担い手全員が、今後の環境対策の担い手になるような内在化というか、内部化というものをやっていきましょうということで受けておりまして、その結果、市場の中で各家庭の方々も消費者としてそこに参加する際に、消費活動の中に環境配慮というものを内在化するために、例えば、ごみの出にくいものを選んで買おうとか、そういった行動が誘導されるような仕組みをつくっていきましょうという流

れにつながっていきます。

ちょっとつたない説明ですが、そういった意図でございます。

○福川部会長 末吉さん、お願いします。

○末吉委員 僕なりの解釈なんですけれども、我々が持っているルールというのは、基本的に2種類あると思っています。1つは法律による規範ですよね。法律が決めること、あるいは社会の中にビルトインされているシステムとして実行が要求されているルールと同時に、どこにも書いていないけれども、我々市民が、都民が、あるいは1国民がこれは大事だと思うルールがありますよね。それは、多分、社会的規範と呼ぶんだと思うんですよ。この2つを少し分けていかないと、市民に求めるときに、ルールだルールだと言っても、それは経済のメカニズムがそう動けば、市民なんか選択の余地がないわけですよね、あるいは法律で決まってしまう。でも、それ以外に、市民が日常的にこれから新しい社会規範として温暖化にどういう対応をするのかというのが求められていると思うんですよ。

ですから、市川さんがおっしゃる話でいけば、僕は、やはり市民は自分たちで社会的規範をつくるには、もっともっと積極的に参加すべきだと思うんですよね。それから法律とか、経済のメカニズムの仕組みづくり、これはどちらかというと、規制的・法的ルールだと思いますけれども、そちらをつくるほうにはなかなか参画するチャンスは与えられていないと思うんです。ですから、そのところをちょっと切り分けて議論したほうが僕はいいような気がするんですけれども、ですから、両方必要だということです。

○福川部会長 別々ではなくて、相互に規定関係にあるわけなんですけれども。ただ、文章の書き方としては、これはどうですかね、市川さん、市民のそういう意味での、いわゆる規範のような点に関しては……。

○市川委員 このままの書き方ではちょっとわかりづらいなと思います。今、末吉さんがおっしゃったように、ちょっと切り分けてくださると、より理解が進むかなと思います。

○福川部会長 ちょっと難しいかもしれませんが、可能かどうか検討してみただくということよろしいでしょうか。

それでは、この前いろいろご指摘された皆さんいらっしゃいますが、順番に。太田先生は大丈夫ですか、交通のほうは。それだけじゃなくてもいいですけど。

○太田委員 交通のほうでいくつかご意見申し上げたんですが、事前にご説明もいただきまして、基本的には、よく全体にバランスもって書いていただいているかと思います。ただ、確かに今のご指摘にもありますように、具体的になかなかわかりにくい点があります

ので、そういうところはボックスといいますか、どこか事例ということで多少紹介しておいてもらうとわかりやすいかなというところが数多くあるように思います。

特に、私の関係では、社会的なもの、そういうルールのほかに経済的なルールというのは非常に重要だと思うんですけども、そういったものの活用の例とか、こういうことを検討したらいいかという事例を多少入れておくと、もう少しわかりやすいかと思いますが、私としては、交通の方面ではかなり書き込んでいただいたというふうに評価しております。

○福川部会長　じゃ、どうぞ。

○堀委員　少し細かい話になりますけれども、33 ページの交通のところ、下の1のところに、「自動車への過度の依存からの転換」とあるんですが、自動車への過度の依存といいますと、東京は公共交通機関が発達していますので、恐らく世界で最も自動車依存度が少ない都市じゃないかと思うんですね。特に私なんか筑波におりますので、都市と比べると、車がなかったら生活できません。東京は逆に依存度が非常に低いところだと思います。ですから、「過度の依存からの転換」というのは、ちょっと言い過ぎかなという感じがします。なので、この辺の文章全体をもう少しマイルドにさせていただけるとありがたいかなと思います。

ただ一つ言えるのは、世界の大都市と比べて都心部に商用車が走っているということが日本の特徴だと思うんです。もしこういう基本計画で提言するならば、トラックステーションのような大きなターミナルを都心部につくらないような施策につながるような方針で、大型商用車を都心部から締め出すというようなことも大事なことではないかと思います。

○福川部会長　ありがとうございました。過度に依存するかどうかは比較の問題ですかね。東京でも、結構、車は使い過ぎているような気がしますけど、そんなことないですか。過度に依存していると言ってはいませんので、この記述はこのままでいいのではないかと思います。一般的に過度に依存しない社会に変えようと。

○小沼副参事　自動車公害対策部から、今の点で。

○村山課長　自動車公害対策部計画課長の村山でございます。

先生ご指摘のように、一般の、例えば、通勤とかなにかには、都内は公共交通機関が相当発達しておりますので、確かに自動車への依存は少ないというふうに認識しております。ただ、先生、ご指摘ございましたように、商用車、特に緑ナンバーだけでなく、企業が普通の乗用車を使って結構営業活動をやっているとか、そういう点では、過度と言うかど

うかというのは、若干価値観があると思うんですけれども、かなり依存している状況にはまだあると思いますので、その辺に関しては、これからいろいろ取組を展開していきたいと思っておりますので、このような表現をさせていただいた次第でございます。

○堀委員 わかりました。今おっしゃったように、乗用車でビジネスに使っているのは相当多いと思いますので、市民の方がこれを読んで誤解を招かないようにしていただければと思います。

○末吉委員 むしろ、僕は「過度」をとったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、それはなぜかという、「過度への依存からの転換」と言ったら、これは当たり前じゃないですか。別にいまさら言うまでもないですよ。だから、より自動車への依存度をこれから趨勢的に減らしていくというのが新しい方針なんじゃないですかね。

○福川部会長 あえてここで「過度」という副詞を入れなくても、入れないほうが意味がはっきりするということだと思いますね。過度に使わなければいいのかという話になってしまいますから、そうではないということだろうと思いますね。ご意見ありがとうございました。

交通関連はいいですか。

それでは、ほかの分野の方、あと、この前からのご意見ということで、直っているかどうかというようなあたりで言いますと……。

○窪田委員 遅れてすみません。いくつか申し上げたことは随分反映していただいていると思っているんですけれども、全体と総床面積、単位面積当たりの省エネルギー性能があまりよくなかったという事実がはっきりした中で、全体の総床面積をどうするのかというお話については、そこまで明確には書いていただいていないのかなという気がしていて、そこはもしご検討いただければというのが1点です。

それから、以前言っていないことでいいですか。

○福川部会長 どうぞ。

○窪田委員 95 ページの一番下の段に、「環境アセスメント制度」という言葉が出てくるんですけれども、ご承知のように、東京都さんの環境アセスメント制度は、枠組みとしては非常に先進的だったかと思うんですけれども、なかなか数値は難しかったようでも、今後この環境アセスメント制度をうまく使っていける可能性はないのかなと。意見なんですけれども、ちょっとこの書き方ですと、都市基盤整備についての環境アセスメント制度という、これまでの経緯というコメントのように思えてしまっているんですけれど

も、むしろ、それぞれのプロジェクト、もう少し上の段の市街地整備開発といったあたりもそうだろうと思いますし、あるいは全体のプランとかポリシーといったあたりも、今後の環境アセスメント制度の活用というか、発展を考えると、そこら辺にも含まれていくような書き方をしておいていただいほうが可能性が残るのかなという気がします。

以上です。

○福川部会長 今のは、96 ページを続けて読むと、窪田さんがおっしゃったような方向に変えようと言っているような気がするんですけども、違いますか。事務局のほうでは、その理解でよろしいですか。

窪田さん、前半でおっしゃったのは何でしたっけ？ やっぱり 94 ページ、95 ページあたりですね。でも、これはこの前なかったところですけど、もっと前のほう……。

○窪田委員 前半で言ったのは 22～23 ページあたりの話です。ごめんなさい。ページ数を言わなかったんですけども、23 ページの「都市づくりの中でのCO<sub>2</sub>削減」といった中で、都市基盤施設等についての記述を復活させていただいているかと思うんですけども、その上のあたりの「単位面積あたりの省エネ性能の向上だけにとどまらず」といったあたりで、最大限のCO<sub>2</sub>削減が行われる仕組みとは何ぞやといったあたりをもう少し突っ込んで書いていただくと、もっといいのかなということです。

○福川部会長 ご意見として承っておくことにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、そろそろこっちにいきましょうか。

○富田委員 ちょっと質問を一つ。

○福川部会長 はい、どうぞ。

○富田委員 107 ページの教育のところなんですけど、質問でいろんな企業が出前授業というのをやっているかと思うんですね。私ども東京ガスもやらせていただいているんですけど、この表の中では、東京海上さんの出前授業というのがぼんと出てくるんですけど、多分、学校の数からすると、私どものほうがやっているんじゃないかなという感じもするんですけども（笑）、別に私ども入れてくださいということではなくて、どういう観点でここが入っているかちょっと教えていただきたいと思います。

○小原副参事 環境教育を担当しております。

こちら、会社の名前の選定につきましては、確かに今ご指摘いただいたところがあると思いますので、ちょっと表現に関して見直しをさせていただければと思います。

○福川部会長 いろんな会社が取り組んでいるということがわかるように。

○小原副参事 はい。

○福川部会長 また全体の話に最後にもう一度戻りますが、またそのときにご発言ください。とりあえず次にいきましょう。次の例の部門別の削減目標のところを少し議論したいと思います。資料2と本文は15ページですね。別に、これをめぐってでよろしいですので、どうぞご議論をどんどん出してください。

○平田委員 3点ほどあります。まず1点ですけれども、先ほどちょっともう既に議論をさせていただきました見直しに関してですけれども、本文の16ページと同じ文章がこの別紙の10ページのところの表の下にもあるようですけれども、ちょっと趣旨が違うかなと思うんです。ここでは「必要に応じ、目標の精緻化や適切な見直しを行っていくことが望ましい」ということなので、むしろ、諸条件などの変化などによって、目標自体の見直しをしていくような趣旨で書かれていると思うんですけれども、私が必要だと思った評価や見直しというのは、25%目標、それから部門別の目標を達成するのに施策が十分かどうか、それで足りているのかということに適宜見直しして、その目標に足るように施策を強化したり、改善したりするようなことが、適宜環境計画の見直しのタイミングにとどまらず、原沢先生がおっしゃるように、毎年がいいかどうかはちょっとあれですけれども、適宜見直しして、その対策強化を行っていくことも言及していただきたいなという意見ですので、ちょっとこの文章では、それに応えた書き方になっていないかなというふうに感じました。

それから、2点目は、悩ましいと前回からも議論になっているエネルギー供給に関するところと、需要側の対策に関するところの関係なんですけれども、今回、目標は需要側として何%というふうに出しているわけなんですけれども、エネルギー供給に関するところについては、9ページの下あたりで、東京電力さんがやるものを、少なくとも2010年目標には持っていつてもらおうということになっているわけなんですけれども、ここの中では、東京都が再生可能なエネルギーを進めていって、それを改善していくことに貢献していくようなこととかが言及されていないですし、また、東京で供給側の対策が改善されていく、都として何らかの物を申していくというか、提言していくようなこともあまり触れられていないので、何となく電力会社さんというか、供給事業者さんにお任せのような感じが見てとれるので、ちょっとそれではやはり無責任な感じがしまして、もう一段踏み込んだ書き方、あるいは11ページに、対策においても需要側の対策だけではなくて、供給側で都

として行うべき対策についても、ある程度言及していただけたほうがいいのではないかとこのように思います。

それから、3点目ですけれども、目標が今回少し、何%程度という幅を持っているのかどうか、やんわりした書き方になっております。確かに数字を決めるというのは難しいことで、ある程度柔軟性を持った設定というのは現実的だとは思いますが、一方で、この部門ごとの目標が今後都として個別の施策をとっていくに当たって、例えば、大規模の事業者へのキャップを、排出削減義務をどうするかといったときの一つの目安として整合的にとっていくことになると思うので、この各部門の目標削減率は、目安でありつつも、それなりに義務的なものというか、それを達成していくことが求められるという性格のもので、一方でなければならないのではないかとこのように思いますが、ここでは、削減目標率は示されているんですけれども、その数字の性格づけについてはあまり触れていないので、前はキャップじゃないんですねという議論と、キャップでしようかという議論と両方あったと思うんですけれども、これは非常にシグナルとして大きいことだし、あまり目標が上がったり下がったりするということも望ましくないと思うので、それなりの重要なシグナルとしての位置づけが必要かと思うんですけれども、現時点でどういう位置づけをお考えかということは、ちょっと確認させていただければと思います。

○福川部会長 3つとも重要なことをおっしゃいましたので、どれからいきましょうか、じゃ、一番最後の後ろからいきましょうか。この目標の意味ですね。ちょっと都のお考えを伺う前に、これに関して、委員の中でご意見がありましたら。

○原沢委員 やはり見直しは、計画を形骸化しないためにも、毎年基本的には見直しをすることになってきたと思うし、実際やっている県もありますので、東京都がしっかりPDCAサイクルを回して、効果をしっかり把握しつつ、足りないようだったら、新しい施策を打つという、そういう手本をぜひ示してほしいという意味で、質問したということです。

あとは、本文に書くときに、数字が丸まってしまうというのが、これは難しいところなんですけれども、例えば、6%が6%程度という場合と、43%が40%程度になる、これは程度が違う。数字そのものを出せないというのは、不確実性があるからだと思います。例えば、IPCCでも、本文のほうには5.5と書いてあるんですけれども、それが要約部分になると、6%に丸めて出されたりするので、それはやっぱりちょっといかにもという感じがあって、数値を出すようなことがあった。IPCCの場合は科学の世界なので、ある程度有効けた数に対して共通の認識があるのでいいんですけど、この場合は、いろんな条

件のもとでの試算ということで、出し方が難しいなということです。議事録にとどめておいていただく発言です。

これを程度ということになりますと、後で少し変わったときも、前は程度だったんだから、少し変えたといっても、問題はないかなと思うんです。

あとは、B a Uについて、非常にはっきりと定義をしていただいたので非常にいいと思うんですけども、その反面、自動車なんかの燃費基準を先取りした形で入っているので、例えば、11 ページの真ん中辺に、「さらなる燃費の改善や」と書いてしまうと、これは本当にどうやってできるのかなと、この資料そのものは出ていかないと思うんですけども、こういった数値そのものが出ていきますと、具体的に裏ではどういう対策をしっかりと積み上げているか、これも前から申し上げている、シナリオの部分が非常に重要になってきます。ここに書いてあることは、ある程度効果がある、あるいは、できるという判断をされて出しているのかどうかというのを 2025 年の燃費基準が入ったという前提で B a U をしているのだけれども、さらに加えて 2020 年までさらなる燃費の改善といった対策が本当にできるのか、細かな点ですけども、例でして、B a U とその対策の切り分けみたいところを質問させてください。

○福川部会長 ありがとうございます。いっぱい出てきていましたが、まず、直近のところから。

じゃ、どうぞ。

○末吉委員 すみません。数値目標の意味のところなんですけれども、委員の中でもうご議論あったかと思うんですけども、この間、E U 委員会が 2013 年か 20 年の対象企業に、産業については、入札で有償化するという方針を出しましたよね。これは明らかに 2020 年の都が対象とする期間の最後の 7 年か 8 年がこれと重なるわけですけども、こういったことも考えますと、数値の意味づけというのは、相当これからの世界の動きといいますか、E U とかアメリカとか、ポスト京都の議論も含めて、私はより厳しい方向の意見がどんどん出てくる、あるいは制度としてそれが確立されるという方向になるんじゃないかと思うんです。ですから、そういったものを十分対応できるような表現とか、あるいは位置づけにしておかないと、途中で全く意味がなくなるというようなことになっては、それこそもったいないし、残念なことになると思いますので、それをどう入れるかですよね。

○福川部会長 ほかにいかがですか。

ちょっといろいろあるけれども、数値の意味のところでお三人の意見をいただきました

が、ほかにご意見ありますか。

○窪田委員 今の部門別の直前にある 2020 年までに東京の温室効果ガス排出量の 25%削減という話がありますけれども、これは 25%削減という数値があって、そこからバックキャストで物を考えていこうというときの一番最初の出発点だったと思うんですけども、それと、一番最後というか、実際にどうやってやっていくのかというの間には、まだまだたくさんの数値目標であるとか、いろんな手法の積み上げというほうもあるわけですけれども、今回の部門のほうというのは、25%をもうちょっと部門別に落としたときの、これもやはり、私は、まず、こういう数値目標があって、ここに対してバックキャストでどうやって近づいていけるのかという数値目標だというふうにとらえています。ただ、私自身は、これはキャップ的な数字になっていくために、まずここに置いたというふうに考えておりますけれども、すぐにはそこまでいかない。その中で平田先生が前回もおっしゃっていたと思うんですけども、P D C A サイクルにのっけていくときのまず一つの見込みというふうに理解しています。

○福川部会長 ほかにいかがですか。

平田さんも原沢先生も、見直しの話と数値の問題を一応分けておっしゃったけれども、実は非常に関連しているんですね、恐らくね。今、基本計画ということで初めてこういう数値目標を出して、かつ、それを一定のやり方に従って部門別に分けてみると。そこまではやってみたわけですけれども、これを、これから条例が動き出して、またそこで一遍数字を具体化する必要が出てきて、それから、望むべきは、原沢先生がおっしゃったように 1 年ごとに効果を見ながら、数字をより精緻化していくというプロセスは、これからどうしても続かざるを得ないし、そうすると、末吉さんがおっしゃったように、今ボヤッとしているけど、必然的にだんだんはつきりしてくるといいますか、そういうプロセスをたどらざるを得ないのだろうと思うんですけども、しかし、かといって現段階でこれを明確にしるとか、これがキャップだということになると、また、話が訳がわからなくなるという、あるプロセスのある段階にいるんだという意識が、多分、必要で、そう考えると、基本計画を見ると、そういうことがちょっともう少しわかるようなことが書いてあるといいのかなと思ったり私はしますけれども、ご意見ありましたらどうぞ。あるいは都の方も出していただければと思います。

○末吉委員 今回 E U が出したプロポーザルをちょっと読んだんですけども、いろんなところに国際・アグリーメントが違った方向になるとか、何かができれば、

また別なことを考えるけれども、といいながら、EUは、2020年20%削減のためにこういうことをやっていくんですと、というようなのが絶えず出てくるんですね。絶えずインターナショナル・アグリーメントがどうかというのは、可変条件としていつも踏まえているんですね。そういうのはひとつ表現方法としてあるかもしれませんね。

○福川部会長　ここで25%では不十分ですか、2020年25%。

○末吉委員　アグリーメントによっては、EUは2020年度に30というのを言っていますよね。

○福川部会長　大野さんは。

○大野部長　部門別の目標の性格ですけれども、これは窪田委員がおっしゃっていたことと、ほぼそれで尽きているというふうに私は思っているんですが、これは前回もご答弁申し上げましたけれども、キャップというわけではございません。そうではなくて、東京全体で25%を削減するというふうに掲げてみた場合に、各部分でこれからの社会経済の動きを前提としたときに、どれぐらいの削減が必要なのかという目安で、各部門共通の旗印みたいなものだというふうに思います。やはり、これからももちろん制度もつくっていくし、条例もつくっていくわけですが、それにとどまらず、企業や各家庭で取り組んでいただく必要があるわけでごさいます、そういう意味で、どの程度の削減が必要なのかという一つの共通な旗印を掲げまして取り組んでいこうというものでございます。現時点では、実際どういうふうな施策がどの程度やられるのか、特に量的には固まっておられませんので、そういう意味では、現時点では、「程度」というような表現にならざるを得ないと思っております。これがこの後進んでまいりまして、条例も制度もできていく、あるいは各主体でもそれぞれの取組が進んでいるという中で、だんだんと精緻になっていくであろうし、よりの確なものになっていくという点にあるものだと思っております。

○福川部会長　そうすると、今、平田さんや原沢先生がいろいろ指摘されたような、どういうシステムにするかはわかりませんが、少しPDCA的なものが毎年出てくるみたいな、そういう仕組みまでを今ここで書くのは書き過ぎですか。

○山下課長　では、私のほうからご説明します。

前回のこの部会で若干ご説明をいたしましたけれども、「10年後の東京」への実行プログラム2008というのを昨年の末に東京都のほうで出させていただきました。これは環境施策だけではなく、東京都の10年後の都市戦略という形での具体的な目標に近づくための施策の集合体という形で、先月発表した予算でも、すべてこれを事業化するということ

で予算が満額 100%ついているものがございます。この施策と環境基本計画との関係ですが、環境基本計画の【施策のあり方・方向性】に掲げられているもののうち、このプログラムに反映しているものもございますし、まだそこまで至っていないものもあるという状況でございますので、これは環境基本計画に載っているものを、どんどん予算なり条例化して施策化していくということが重要でありまして、また、その予算、あるいは計画化した事業についてでございますけれども、実行プログラムの中の位置づけとして、当面の3カ年の策定ですけれども、それにとどまらず、計画のPDCAサイクルを強化・確立する必要があるというふうには実はこのプログラムの中で掲げてございまして、そのため今後、毎年度アクションプランをローリングするというふうになってございますので、環境基本計画の中の施策の方向性のあり方で示されたもののうち、事業化していくものについては、毎年度ローリングしていくという仕組みになってございます。そういう動きも含めて、環境基本計画では、「計画の進捗状況の点検と見直し」を 109 ページに書かせていただいたということでございます。

○福川部会長 具体的に示していただきました。平田さん、それでいいですか。

○平田委員 明示的になっていないので、ちょっと……。

○福川部会長 もっと明示的に書いてもいいような気がしますね。

○富田委員 この目標ですけれども、一旦こういう形で出ると、施策が十分だったかどうかという指標として扱われる可能性が非常に高いのではないかと思うんですね。しかし、今、大野部長がご説明されたように、ここで書かれているのは目安だということから考えれば、今後条例で決める各部門のいろんな対策がそれで十分か、まだ足りないかということに関しては、この削減目標に達しているかどうかというのを必ずしも指標にするわけではないと。あるいは私はすべきじゃないというふうに思っているんですが、それほど精緻な議論をして、あるいは推定をして削減率というのが決められているわけじゃないのかなというふうに思うんですね。

というのは、例えば、業務用運輸、数字はいろいろ違ってはいますが、ある面、それなりの対策でもっと進む可能性もあると。ある分野については、そんなに一生懸命やってもそれほどいかないというのがあるわけで、それらを 2020 年からの削減率を一律の考え方で決めて、こうなるはずだということを決めてしまうのは少し乱暴過ぎるかなというふうに思うわけです。

個々対策について、例えば、産業・業務用部門に関していえば、大規模事業所とそうで

ないところではとられる対策が違うわけですね。本来であるならば、それぞれ対策がとられる分野に関して、今どういう状況で、今後どういうふうになるのかということ踏まえて目標があるということならわかるんですが、この大くくりの部門の中で目標を決めて、それで対策と進捗をチェックするというのは少し乱暴かなというふうに思います。

それからもう一点、これは前回申し上げたことで、「10年後の東京」という考え方がこのB a Uに反映されているかどうかということをご質問させていただいて、基本的には反映されているというお答えだったわけですが、この資料の2の中には、その考え方が記されていないんですけれども、本来、10年後の東京はこうあるべきだということが議論されているわけですので、決まっているというか、考え方があるわけですので、それを踏まえたエネルギー消費量をもとに、B a Uをつくっているというところは明記すべきではないかなというふうに思います。

○末吉委員 富田さんのおっしゃることは全く僕も賛成なんですけれども、ただ一つのやり方として、2020年までとか、10年間とかを一つの考え方でパッと言っちゃうと、最初の言い方が非常に難しいですよ。ヨーロッパのEUのあれを見てみると、たしか2005年から7年までを第1期間として、今第2期間ですよ。それで13年から20年までを第3期間とって、21年から10年ぐらいでしたっけ、また第4期間とってずっと分けていって、最初はランニング・ピアリアッドだと言っているわけですよ。ですから、そういうようなことも考えると、例えば、向こう10年を2つか3つか4つかに分けて、最初は緩やかなことで始まるけれども、大きな目標点をはっきりと示しておきながら、みんなが体験していく、慣れていく、勉強していく、あるいは、よりいいものをつくっていく数字を見つけ出すと、あるいは手法をという、そういうようなことを考えていくと、少し10年なら10年の段階別のあり方だってあってもいいような気がするんですよ。けれども、将来の目標はちゃんとはっきりとしているということだと思えるんですけども。

○富田委員 すみません、ちょっと私、ご発言のご趣旨がわからなかったんですが、削減目標の設定についての考え方ということでお話しされたんでしょうか。

○末吉委員 いや、目標はここに出ているので。それに対する実際の手法とか、目標の位置づけの、今、緩やかな旗みたいな話だということがありましたけれども、それが最後まで僕は続くとは思わないんですよ。

○富田委員 ちょっと私の申し上げた趣旨を誤解されているのかもしれませんが、今ここでつくられている目標というのが全体で25%削減しようということで、各分野にそ

の考え方を割り振ると、こういうふうになるということをお示しされたわけですが、対策とそれから目標の考え方は、必ずしも整合性をとれて考えられているものではないということがあろうかと思うんですね。ですので、部門によってはもっと進むかもしれないし、全然いかないかもしれないということがあるわけで、この目標を達成したかどうかをもって対策が十分であったかどうかというのを単純に決めてしまうのはいかなものかと。そういう意味で目標というには少し不適切で、目安と先ほど部長はおっしゃられましたけれども、そういう考え方のほうが適当なのかなというふうに思います。

○福川部会長 富田さんが心配されているのは、P C D Aサイクルといったときに、その目的が、まさにこの数字がそのままなっていたらおかしいじゃないかということですね。

○富田委員 そうですね。この数字を達成すれば、もう満足しちゃうのかというと、きっとそうでもないし、至っていないからだめだということでも必ずしもないという、そういうことです。

○福川部会長 それからもう一点確認すると、一応 2020 年 25% というものを一旦こういう形で分けて数字を出してみるということ自体には、別にご異論はないんですよ。

○富田委員 望ましくは、対策分野ごとに見通しがあるというほうが望ましいというふうには思いますが、きっとそこまでの分析はまだできていないのかなというふうに思いますので、この4分野の大きくくりでやらざるを得なかったというふうに私は理解しています。

○福川部会長 それはいいですね。そうすると要するに、さっきから見直しという議論があるわけだけども、その中で、今ここに立てた目標はあくまでも参考値であって、恐らく、この推計を見ていただければすぐおわかりのように、これは、毎年また推計そのものだって数字がどんどん変わっていくわけですよ。ですから、このとおりにくとは限りませんので、そういうことを含めて目標自体も実は、あまり可変では困るんだけど、今回はとにかく、今、末吉さんがおっしゃったように、まさにだんだんフォーカスしていく、我々はまだ恐らくEUでいうランニング・ピアリアッドにいるわけで、そういうものだという流れの中でこの数字を理解する必要があるのだろうと思いますけれども。見直しと言っているのも、多分、そういう意味でおっしゃっているのだろうと思うんですがね。

○大塚委員 末吉先生のおっしゃったことは私もそのとおりに思うんですけど、富田さんのおっしゃったこととはちょっと別の観点だったので、議論は必ずしもかみ合っていなかったのかもしれませんが、2020 年まで 25%削減という目標よりも、もう少し前のところで、何%削減かというのを一つ出したほうがいいのかもしいかなということですよ。

確かに最初はランニング・ワイドリングでやっていかなきゃいけないところがあるので、年限的にももう少し前の目標をつくったほうがいいんじゃないかという末吉先生のご発言だと思います。私もそれに賛成なんですけど。

それとは別に、部門別に分けたこの数字をどういうふうにとらえるかということなんですけれども、これは国のほうでも似たようなことについて、かなり時間をかけて少しずつ変えながらきたというような経緯もございまして、今一遍にバサッと決めてしまうというのはちょっと難しいのかなという気もしますので、PDCAサイクルをするときの基礎として使うというのはいいと思うし、そうやっていくべきだと思うんですけれども、例えば、キャップをこれで決めるとかという話になってくると、ちょっと今すぐここで決まっちゃうというのはなかなか難しいのかなと思いますので、事務局の考えに私も賛成でございます。

○平田委員 一律にB a Uからの削減を公平にという非常にざっくりとした数字だと思うので、私もこの数字でずっといくべきとはもちろん思っていないんですけれども、その目安という、その目安の重みづけですよね。つまり、すぐ変わっていく、きちんとした積み上げをやって、とりあえず目安であって、削減ポテンシャルはもっとばらばらだったから、結局は全然そうならなかったねという程度のものなのか、あるいは、そうは言いながらも、この数年はもちこたえる、環境基本計画に部門別の数字を入れるということもあるので、とりあえずの数年の目指すべき方向として、むしろ富田委員と逆の立場ですけれども、そこまでもっていくために施策をいろいろやっていきたいと思いますという、かなり意味合いの強い目安なのか、同じ目安でもちょっと違うと思うんですね。

それで、私が気になっているのは、条例改正のほうで議論している排出量取引の——排出量取引というよりも、削減義務化の義務を1業者に課していくといったときに、対象事業者の上限をどこにもっていくのかというのは非常に重要な議論があると思うんですけれども、それは25%の削減目標と整合的であるべきというふうな話になっていたと思うので、そのときの目安として、じゃ、この業務部門の6%程度、産業部門の40%程度というような数字が一つの2020年に確実に向かっていくための部門としての役割、責任として位置づけられていくということになるので、私としては、当面はざっくりはしていますけれども、ある程度そこに向かっていくために個別の部門の施策をつくっていくことができるような意味合いを持たないと、示す意味もなくなってしまうのではないかということも逆に懸念するという感じです。

あと、お話を聞いていて、私が見直し見直しとしつこく言うのも、1つは、きちんと目標の達成に向かっていくべきということもあるんですけども、問題意識としては、末吉さん、大塚先生としては、2020年はちょっと長いということがあるので、実際にその目標にばんと数字を出して向かっていくというのはちょっと遠いので、途中できちんと見直しすべきということがあるので、私も場合によっては、真ん中にもうちょっと目標を、目安をつくるということもあったほうがいいのかなという気がします。

○福川部会長 ありがとうございます。今おっしゃったような話でいうと、基本計画なんですけど、今後やっぱり必然的にそうならざるを得ないんでしょうね。都のほうでは何か、実行プログラムみたいなものを考えられますか。

○大野部長 日本語はなかなか難しいなというふうに改めて思ったんですけども、先ほどのご議論では、キャップですかというご質問がありましたので、キャップでなくて目安ですと申し上げたんですが、もちろん、どうでもいいものという意味で申し上げたのではありませんので、それは誤解のないようにお願いしたいと思います。

それからもう一つは、この基本計画で言っている部門別の目標の議論と、削減義務率の話は別にイコールではございませんので、そこもぜひご理解願いたいんですけども、これも条例のほうの議論の中でご説明申し上げていますが、削減義務率は、1つは削減の余地がどのくらいあるかという観点と、それから25%削減がどれくらい必要かという2つの観点から検討しますというふうに申し上げております。ですから、これは、きょうお示しをしておりますのは、あくまでも2つ目の観点からのほうの話でございまして、これが直ちに削減義務率に連動する話ではございません。

また、第2の視点としましても、先ほど平田委員がおっしゃいました6%とか、40%というのは、これはあくまでも部門全体としての数字でございます。ですから、業務部門というふうに考えれば、これは新規の参入なんかもございますし、逆に産業部門のほうは、むしろ、かなり工場数が減っていくということもございますので、今6%と40%という数字が第2の視点の数字というわけでもございませんので、それまた別途、削減義務率の検討等を併せて議論されていくものというふうに考えております。

○福川部会長 ありがとうございます。というわけで、どうでしょうか、15ページから16ページに、一応、基本計画ではこういうふうに書かれました。恐らく、計算根拠は別途示されるので、誰の目にも、どういうものであるかは明らかであるということにはなると思います。

○太田委員 最初のほうに出ていなかったんですが、この資料2の扱いとしては、本文にはなくて、あくまでも別の資料ということで、算出根拠ということで記録に残るということでしょうか。

○福川部会長 いかがでしょうか。

○小川副参事 本文に入る予定はございません。

○福川部会長 というよりも、本日会議に出ているということは、これはまさに公開されているわけですから。

○太田委員 これは部門別の目標の考え方ですね。一応、目安ということで大体合意ができていたということでは理解したんですが、目安としても、その根拠はかなり曖昧なものが含まれているといたしますか、いろいろ意見があるんじゃないかということはどう取り扱うかということですね。私の疑問としましては、これはほかの例でもよくありますのは、今まで努力してきた部分をどういうふうに配慮するかということですね。このB a Uの中には、その努力、規定のコミットメントは含んだ中のB a Uの削減量を均等化するという考えですが、それ以外の考え方もいろいろあるわけですね。少なくともベースを2000年にするのだったら、2000年でそれぞれの部門が25%減らすということをベースにして、ちょっと供給側の何とかとありますから、供給側と努力のものは除いた中で2000年をベースにということは、供給側で5%ぐらい努力するようなことになっていますから、残りの20%を需要側の各分野均一に減らすということは、2000年ベースでまずやってみて、それをそれぞれやってみてくださいと。だけど、なかなか難しい部門があるので、2000年から2005年までの努力部門というのと、それからその先のコミットメントを含めた形で均等化するという考え方、その結果だけが出ていて、逆に家庭部門その他ということになりますと、実は少しおまけしてもらったというような感じになっちゃうわけですね。それがどうも不公平感として残らないかということと、ちょっとこれは実は運輸部門も政府の大綱の中でも、90年から増えたものをねぐって計算するというようなことをやっていたけれども、東京都としての説明の仕方だと思いますが、その辺がやっぱりそれぞれの部門がそれなりに20%なら20%減らしてくれというのがベースであって、それに対して2000年から2005年ですか、あるいは現在のコミットメント分を考慮して、総合的に判断した結果、6%、40%に差がついたということであればいいんですが、ちょっとその辺のロジックの説明がちょっと不足しているように思います。

ということで、私としては、多少幅がある言い方でもいいのかなということで、そうい

う幅を持つような表現というのは、困るのかということが1つのあれですね。その幅の出し方はまたいろいろあろうかと思えます。

○福川部会長 幅は、今、程度というので出ているわけですがけれども、私の理解では、これまでの努力とかそういうことは、例えば、11 ページに掲げられているような具体的な削減対策とか、今回で言えば条例の中身であるとかというところで配慮されていくのであって、今回ここで示されたのは、そうではなくて、25%というのを一定の方法で、しかも均等に割り振ったとき、こういうふうになりますという目安だろうと思うんですけれども、そういう考え方でよろしいですかね、都のほうのご意見は。

○小川副参事 はい、そういう考え方で。

○福川部会長 ということですので、先生のおっしゃる努力というのは、それぞれの個別の対策の中で。

○太田委員 数値として、これはあり得ないということですから。確かに私の申し上げた2000年ベースでの代替的な方法も、一定の方法で均等に、ただ、均等のベースを2000年とするか2005年のB a Uとするかが違うということですよ。そういう意味ではきちんと議論して説明したほうがいいと思えますね。

○福川部会長 根拠も示され、しかし、P D C A目標の中で、これが唯一絶対の目標のようにならないようにということですね。その点は、さっき大野部長のほうから一応説明がありましたので。

いかがでしょうか、15 ページ、16 ページ、大分いろいろ苦心されて、こういう形でまとめられたんですが、大きく変える必要はないというふうにここで判断していただいてよろしいですか。

(発言なし)

○福川部会長 はい。それでは、どうもすみません。

あと、今のこの数字の中では、平田さんが供給側はこれでいいのかというのがあったんですが、これはどうでしょうか、これをやり出すとまた……。

○小川副参事 答えを補足いたします。22 ページのほうに、資料の2のほうには、供給側の対策ということで記載はないんですが、本文の22 ページのほうに、「エネルギー供給事業者対策」ということで一つ項目を設けてございます。現行エネルギー環境計画制度につきまして、さらにCO<sub>2</sub>排出係数の低減に向けた取組が強化できるような制度の有効活用ということで検討すべきということでご意見をいただいているという形で整理していると

ころでございます。

○福川部会長 ということです。

○平田委員 今後、基本として日本全国そうなので、しょうがないと思うんですけども、基本的に電力を配分して対策を、目標を設定するというやり方になってしまうんだと思うんですけども、どこかでその電力供給による影響を除いた対策効果というものを、ぜひはかってみるとか、そういったこともしないと、電力側のぶれを、対策側が責任を転嫁させられるように見えてもいけないかなと。どうかなと思いますので、この部門の目標のときに抜け落ちてしまう部門なので、この資料にはあまりそれ自体は重要じゃないのかもしれないですけども、供給に対しても、22 ページにあるようなことと整合的なことを少し入れておいていただいているのかなという感じと、その評価のときに、今後についてエネルギー供給側の影響を除いた評価とかいうことも、視野に入れていただけたほうがいいのかという気がします。

○福川部会長 特に都のほうでは、計算した側はご意見ありますか。

絶対的な前提に本当になるのかという疑問ですね、1つはね。でも当面は、この計算の範囲ではしょうがないという感じが私はいたしますけれども。

○小川副参事 なかなか難しいお話だと思うんですけども、エネルギー供給者側の対策として、これはこれできちんとやっていかなきゃいけないところですので、どう取扱うというのは、EUの中での扱いは扱いとして、施策としては、こういう形でやっていくという整理をさせていただいているという認識です。

○福川部会長 どうもすみません。一応、部門別の話は大体出尽くしたような気がするんですけども、改めて、これも含めてあと 10 分ぐらいですが、報告の全体に関してまだご意見がありましたら出していただいて。

○大塚委員 前回なかったことなので、すみませんが、21 ページの「太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大」のところですけども、「太陽エネルギー機器の設置者が経済的なメリットを得られる仕組みづくりをすべきである」というのは、これはまさにやっていただきたいことなんですけれども、これはもうちょっと具体的には書けるんですかね。右の下に図も書いていただいていますし、これは国が補助金をカットしちゃっているものですから、いろんな問題があるんですけども、これはもうちょっと具体的に何か書いていただくことというのは難しいでしょうか。

○福川部会長 今は基本計画ですからね、ありますか？

○小原副参事 先ほど山下のほうからもご説明申し上げました、この実行プログラムの中で、この部分は実は事業化が進んでおる分野でございます。その中で装着された太陽光発電の生み出す環境価値というものを、公的に買い取ることで経済的なメリットが今よりも手厚く行くような仕組みを構築し、大量な普及につなげていくという物の考え方を整理させていただいておるところでございますので、今、委員ご指摘いただいた部分、書くと言えば、書ける状況にはなっております。基本的計画というものを長い目で見ている中で、事業として3カ年の中でやっていこうというものを、どういう形で入れ込むのかということも一つあるかと思っておりますので、そこのいい形にはしていきたいと思っております。

○福川部会長 これだけ読むと何もやっていなくて、これからやるみたいな書き方ですから、そういうことも含めて、ちょっとニュアンスを工夫していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。全体に関して。

○市川委員 ちょっと細かい話になるんですが、45 ページの一番上の「2 健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進」というところで、今話題になっているエコ偽装に関連して、市民というのは、リサイクルとかいろいろな面できちんと行われているのかということに対して、非常に疑心暗鬼のような状況になっているんですね。もちろん、それは廃棄物処理とか、いわゆる環境をビジネスにしている人たちに向けても、市民の目というのは、今非常に冷やかと言ったら失礼ですけども、本当にきちんとできているのかなという目で見ている状況があると思います。ここの部分の書き方が、きちんとその視点も入れて取り組んでいきますよという、もう少し書き足していただけたほうがいいのではないかなと思いました。

○福川部会長 これは、どちらかというところ、これを書いた後に出てきたような事件ですね。

ほかにいかがですか。

大体よろしいですか。細かいというか、今のようなお話の場合は、まだ、多分これが終わった後にご意見を出していただければ直すチャンスがあると思いますけれども、きょう本当にこれで最後ですので、どうしてもということがあったら、ぜひお出しください。

○堀委員 専門領域でないライフスタイルの話なのですが、私、常々思っているのは、今の24時間都市といいますか、そういうライフスタイルは、やはり、できれば本当は太陽の動きに準拠したほうがいいんでしょうけれども、なるべく24時間眠らないような都市生活をやめるようなライフスタイルにしたいなと思っているんですが、もうちょっと具体的に、ライフスタイルはこうすべきだというようなことを記載していただけると非常にあ

りがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○福川部会長 一応、7ページあたりに大分書いたんですけど、一生懸命ね。まだ足りないですか。本当はもっとそういう、我々のこれからの生活イメージがもっと豊かに、かつわかりやすく描かれればよかったと思うんですが、ちょっと基本計画の限界かもしれません。それでも、一応、7ページに随分書き込まれたと思いますけれども、もしもうちょっと努力できればということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○齋藤課長 廃棄物対策部の計画課長でございます。

先ほど先生からご指摘いただきました45ページのリサイクルビジネスの発展の促進のところなんですけれども、実は今までエコ偽装についての議論ということについては、あまりしていなかった部分があります。ただ、信頼される事業者自体が1社でも2社でも増えていくことによって、市場全体で評価を受けて発展できるシステムというものを目指しているところがあるんですけれども、その大前提としてあるのは、やはり一つ一つの事業者自身が市民、都民から信頼されるような事業をやっているかどうかというのが大前提になると思いますので、その辺の視点も入れて、もう少し議論して検討したいというふうに思っております。

○小沼副参事 今、委員からご指摘のあったライフスタイルのところなんですけれども、なかなか画一的なライフスタイル、こうあるべきというのは、総論のところでは記述するのは難しいんですが、後ろのほうにIV章の「環境の確保に関する配慮の指針」のあたり、96ページ、97ページのところですけれども、これから一つは都市づくりでの環境配慮のルール化、それから(2)番のところ、事業活動ですとか、都民の日常生活における環境配慮のルール化というところを、ここで考え方を示しております。

四角のところを見ますと、＜環境配慮の例＞ということで、ここではあくまでも、例えば97ページのところで、「住まいかた、暮らしかたにおける環境配慮」ということで、グリーンな消費行動ですとか、住まいの選択ですとか、いわゆる例示としてここで示しておりますけれども、行政計画として環境配慮の指針をお示しするときには、先ほどの92ページからの環境配慮の指針が一つあるのと、こういった場面場面ごとに、こうあるべきといった環境配慮の考え方というのは具体的にお示しをしていこうと思っておりますので、その中でどこまで書けるかですけれども、ライフスタイルについても、方向性としては書いていくということでございます。

○福川部会長 どうもありがとうございました。

さて、それではよろしいですか。

どうも長い時間にわたって多数の貴重なご意見をありがとうございました。一応、これでこの本文に関する議事は終わらせていただきます。

きょういただいたご意見をもとに、これまた修正していただきます。それで2月29日の総会で、その結果を報告することになります。そういうわけですので、もう会議は開くことはできませんが、私と事務局のほうで調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、さらにまだご意見があるとか、きょう言い足りなかったとかということがありましたら、事務局のほうでは時間がないんですが、18日の月曜日までに事務局までご意見をお寄せいただければ、反映できるものは反映していきますということですのでよろしく願いいたします。この件は、きょう欠席の方にも同様のお願いをするということにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、これで事務局のほうに、後を引き継ぎたいと思います。

○山下課長 長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

今後のスケジュールと申しますか、段取りと申しますか、若干、私のほうで説明させていただきます。

今、部会長からもお話しございましたが、2月の29日に企画政策部会を一旦開かさせていただきますして、そこで答申案のとりまとめをお願いしたいというふうに考えております。その部会終了後に引き続き環境審議会の総会を開かさせていただきたいというふうに思っております。審議会から「東京都環境基本計画のあり方について」の答申をいただきたいというふうに思っている次第でございます。

2月29日の開催通知につきましては、また後日改めましてご案内申し上げますので、ご多忙というふうに思いますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

いただきました答申につきましては、これを私どものほうで受けとめまして、今年の3月中には、東京都として「東京都環境基本計画」を策定してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

今後の段取りについては以上でございます。

それでは、これもちまして、本日の企画政策部会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午後 6 時 4 4 分閉会